

## 第2次精華町地域福祉計画

—世代をこえて 安心して住めるまち をめざして—

平成26（2014）年5月

精 華 町



## 第1章 計画策定の背景

1	社会動向	1
2	計画の位置づけ	5
3	関連計画	6
4	人口の動向等	13
5	地域福祉活動の担い手と役割	16
6	計画期間、圏域の考え方	17
7	第1次計画の進捗状況	19

## 第2章 第2次精華町地域福祉計画

1	理念	34
2	方針	35
3	施策体系	36
4	事業	
	施策1 住民主体の校区中心組織づくりと担い手養成	37
	施策2 せいか地域包括ケア体制づくり	39
	施策3 人のつながりに支えられた要配慮者支援の体制づくり	41
	施策4 身近な居場所、活動拠点づくり	42
	施策5 精華ならではの資源を生かした人のつながりづくり	43

## 第3章 計画の進行管理

1	推進体制	44
2	計画の進行管理	44

## 資料

資料1	精華町地域福祉計画策定委員会名簿、策定経過	策定委員会-1
資料2	答申	策定委員会-3
資料3	地域懇談会のまとめ	地域懇談会-1
資料4	アンケート調査のまとめ	アンケート調査-1
資料5	用語解説	用語解説-1



# 第1章 計画策定の背景

## 1 社会動向

### 社会動向への柔軟な対応が求められている

- 第1次計画の期間において、高齢者福祉では「地域包括ケアの推進」、障害者福祉では「障害者総合支援法の創設・制定」、子育て支援では「子ども子育て支援新制度」、地域福祉では「地域福祉計画の策定」「災害対策基本法の改正」「生活支援戦略」等の動きがありました。
- なかでも第6期介護保険事業計画では、要支援者について地域支援事業への移行が進められており、市町村における生活支援サービスの提供が求められています。
- 今後も法制度の見直しが予想されるなかで、社会動向に柔軟に対応していくことが求められています。

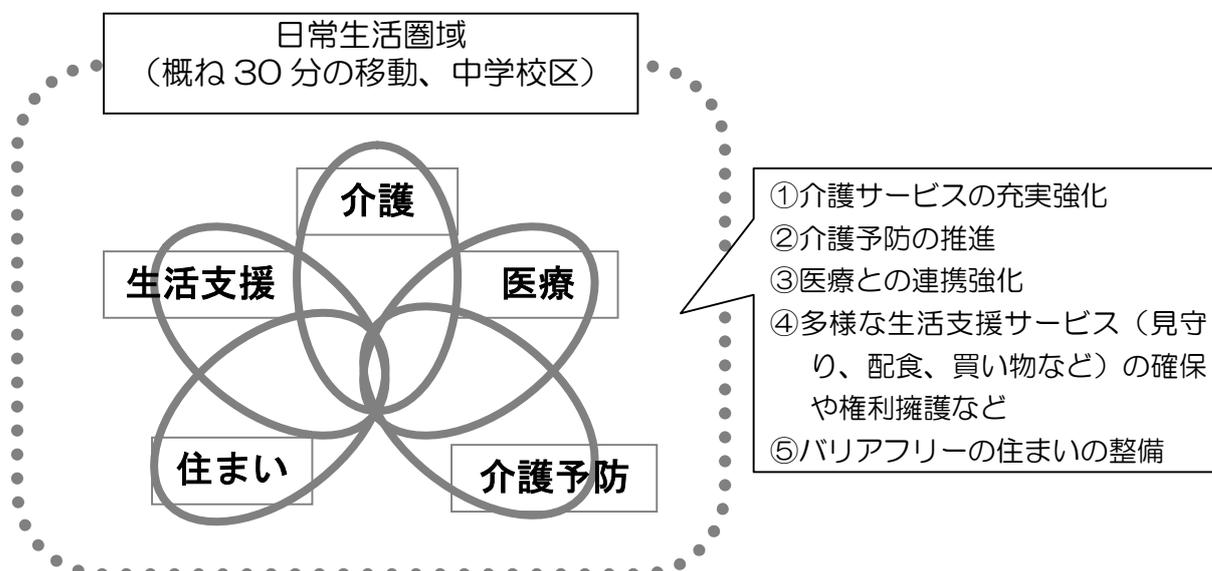
表 社会動向の変化

分野	年度	内容
高齢者福祉	平成24年度	地域包括ケアシステムの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り住み慣れた地域において住み続けることを目指す</li> <li>・日常生活圏域において介護、医療、介護予防、生活支援、住まいを包括的、継続的に提供</li> </ul>
	平成26年度	地域支援事業の見直し（第6期介護保険事業計画） <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防事業、総合相談に加えて、医師会との連携強化、認知症初期の支援、地域ケア会議の充実</li> <li>・要支援者の地域支援事業（新総合事業）への移行</li> <li>・多様な主体による生活支援サービスの提供</li> </ul>
障害者福祉	平成18年度	障害者自立支援法の創設・制定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援の考え方の導入</li> <li>・障害者の地域生活移行・一般就労移行</li> <li>・地域自立支援協議会の設置</li> </ul>
	平成21年度	障害者自立支援法の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用負担の見直し、発達障害の対象化等</li> </ul> 障害者基本法の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者権利条約批准に向けた差別等の禁止</li> </ul> 障害者虐待防止法の成立
	平成25年度	障害者総合支援法の創設・制定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者を法制度の対象に</li> <li>・重度障害者の訪問介護の拡大</li> <li>・ケアホームとグループホームの一体化</li> </ul>
子育て支援	平成24年度	「子ども・子育て支援法」等の関連3法の成立
	平成25年度	子ども子育て支援新制度（現在進行中） <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保一元化の認定こども園制度の改善・普及</li> <li>・保育の量的拡大・確保（待機児童解消）</li> <li>・地域の子ども・子育て支援の充実（多様なニーズへの対応）</li> <li>・教育・保育給付の創設（申込みの一元化、市町村による受給認定、給付費に基づくサービス選択）</li> </ul>

分野	年度	内容
地域福祉	平成 12 年度	地域福祉計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法で計画策定（法定計画ではない）</li> <li>・社会福祉法で地域福祉を推進する団体として社協を位置付け</li> </ul>
	平成 20 年度	地域福祉計画の策定の視点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画策定における視点を示す</li> </ul>
災害時要援護者支援	平成 19 年度	地域防災計画における災害時要援護者支援対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者の情報把握、共有及び安否確認が迅速にできる体制の構築</li> <li>・地域福祉計画にその対策を盛り込む</li> </ul>
	平成 25 年	災害対策基本法の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者名簿の作成、管理体制づくりについて市町村に義務づけ</li> <li>・緊急災害時に要援護者情報の共有を可能に</li> </ul>
生活支援戦略	平成 24 年度	生活困窮者支援対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的困窮と社会的孤立からの脱却を支援する</li> <li>・社会保険制度、労働保険制度（第 1 のネット）</li> <li>・求職者支援制度、生活困窮者支援体系の構築（第 2 のネット）</li> <li>・生活保護制度の適正化（第 3 のネット）</li> </ul>

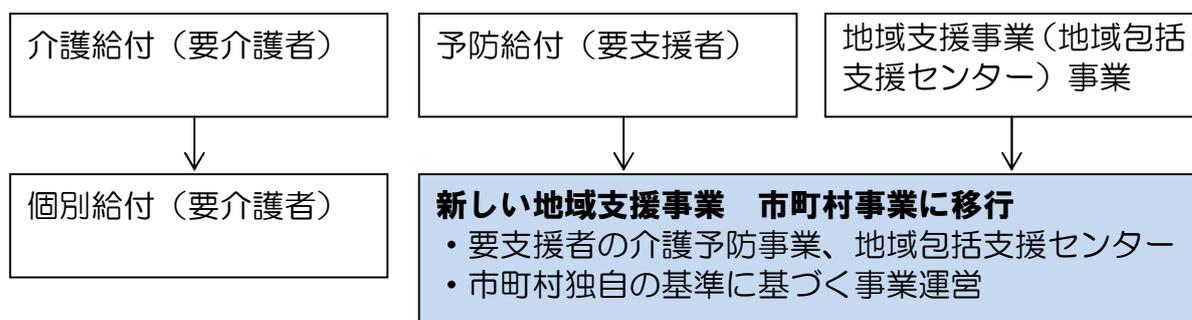
### 地域包括ケアシステム

- 高齢者の生活を支えるためには、介護保険サービスだけでは十分ではないことから、国では可能な限り住み慣れた地域において住み続けることをめざす「地域包括ケアシステムの確立」を理念として掲げています。
- その実現のためには、次の5つの視点の取り組みが、日常生活圏域において包括的、継続的に行われる必要があります。また、高齢者の心身の状態に相応しいサービスが、切れ目なく提供できるような体制の整備が必要となります。



## 介護保険における要支援者の事業等は市町村実施になります

- 第6期介護保険事業計画（計画期間：平成27～29年度）において、要支援者の介護予防事業や地域包括支援センター事業が市町村事業となります。
- 市町村独自の基準に基づく事業運営が可能になりますが、サービス水準の低下や地域格差の発生を生じないことが求められています。



## 国は地域福祉計画の要素や条件を示しています

- 第2次計画策定において、下記の視点を踏まえることが求められています。

表 地域福祉計画策定の視点

地域福祉の要素、条件	内容
1 住民主体を確保する条件があること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が自ら地域の計画を策定し、それを町の計画に反映できる。</li> <li>・町は、地域の福祉活動に主体的に参加する住民の意思を反映させる仕組みを整備している。</li> <li>・町から必要な情報を提供する仕組みを整備している。</li> </ul>
2 住民の生活課題発見のための方策があること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民懇談会など、参加の場が用意されており、そこで出された住民の意見が課題解決につながる仕組みがある。</li> </ul>
3 適切な圏域を単位としていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校区など生活に根ざした圏域ごとに取り組みが設定されている。</li> <li>・圏域の特徴に応じた取り組み計画がある。</li> </ul>
4 地域福祉を実施するための環境として、情報共有がなされ、活動の拠点があり、コーディネーターがおり、活動資金があること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な場所や拠点が整備され、活動資金確保の仕組みがある。</li> <li>・住民主体の活動を支援するコーディネーターが配置されている。</li> </ul>
5 活動の核となる人材がおり、後継者が確保できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民による活動が安定し、継続的であるために、地域団体やボランティアなどの人材養成や組織づくりの仕組みがある。</li> <li>・次代を担う子ども達や学生、働いている人や団塊の世代など、幅広い層が参加できるよう支援されている。</li> </ul>
6 町は住民の地域福祉活動に必要な基盤を整備するとともに、公的福祉サービスも地域の生活課題に対応できるよう一元的に対応すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動を進める上で、従来の福祉の枠にとらわれず、幅広くまちづくりの視点で総合的なコミュニティー施策として取り組む。</li> <li>・地域包括ケアとして、フォーマル、インフォーマルサービスの連携の仕組みがあり、相談体制がある。</li> </ul>

出典：これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書（平成20年3月31日、厚生労働省）より作成

## 京都府地域福祉支援計画

○京都府では平成 25 年度に、京都府地域福祉支援計画の策定が進められており、上位計画として踏まえておく必要があります。

計画期間	平成 15（2003）年度～
地域の福祉課題	市町村における地域の多様な福祉ニーズや課題に、住民参加を得ながら、地域全体で取り組むしくみの構築 福祉サービス利用者の自立支援と保護のしくみの構築
「京都の福祉」のこれまでとこれから	これまでに蓄積された人材や施設、人と人のつながり等の、「地域の福祉力」をこれからの地域福祉に生かす
基本目標	府民一人ひとりが、地域において、その人らしい自立した生活を安心して送ることができるようみんなで支えていく
推進のための視点	①個人の尊厳と人権の尊重 ②住民参加と協働 ③地域の特性を踏まえた「京都の福祉」の発展 ④福祉資源のネットワーク化
京都府の取り組み方向	①地域福祉の担い手づくり ・団体や人材の育成と確保 ・社会福祉事業に従事する人々の資質の向上と確保 ・積極的な広報啓発と福祉教育の充実 ②福祉サービスを利用しやすい体制づくり ・福祉サービスの相談と情報提供の推進 ・福祉サービスを安心して利用できる仕組みづくり ・地域福祉を推進するための基盤の整備 ・福祉サービスの質の向上と透明性の確保 ③地域のつながりづくり ・地域生活支援のネットワークづくり ・防災のネットワークづくり ・人にやさしいまちづくり ・生活関連分野との連携

## 2 計画の位置づけ

### 生活課題を抱える人たちの孤立を防ぎ、地域ぐるみで生活を支援する

本町では「人を大切にするまちづくり」を基本理念の柱のひとつに掲げており、ふるさと精華町に生まれ、また、心豊かに育ち、健康に暮らし、安心して最期を迎えられるよう、人を大切にするまちづくりを進めています。

将来的に、人のつながりや暮らしの支えあいが弱まることが危惧されるなかで、高齢者世帯や子育て世代など、生活課題を抱える人たちの孤立を防ぎ、地域ぐるみで生活を支援する計画として位置づけます。

### 社会福祉協議会の活動計画と一体的な第2次計画

精華町社会福祉協議会（以降、町社協）では、平成25（2013）年4月に第3次精華町地域福祉活動計画（以降、活動計画）を策定し、町に先行して民間側の地域福祉の取り組みを進めています。本町においても、町社協の活動計画と一体的に第2次精華町地域福祉計画を策定します。

### 縦割りの計画や活動を地域・住民参加でつなぐ

本町では、高齢者、障害者、子育て支援など、各々の計画を策定し、担当課が福祉サービスを実施しています。また、ボランティア団体などの地域福祉活動の担い手も、それぞれ専門分野別に活動している状況にあります。

地域福祉計画は、縦割りの計画や地域福祉活動を「地域・住民参加」という横糸でつなぎ、住民のニーズに応じて総合的な福祉サービスを提供することをめざした計画として位置づけます。

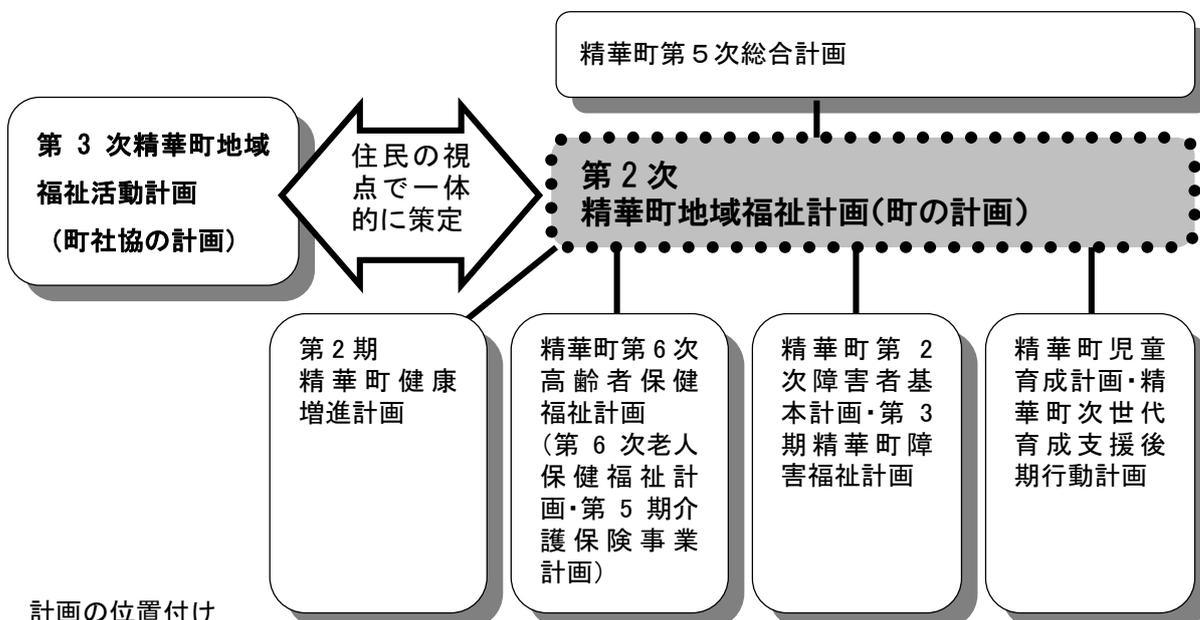


図 計画の位置付け

### 3 関連計画

#### (1) 精華町第5次総合計画

##### 上位計画である総合計画の指標や圏域の考え方を踏まえる必要があります

- 精華町第5次総合計画（計画期間：平成 25（2013）～34（2022））では、10年後の地域福祉の目標像「地域で支え合う温もりのある町」を掲げています。コミュニティの目標像では、小学校区単位で地域力を強化することや、拠点の確保を図るとしています。
- 目標像実現において、「自治会加入率」「小学校区別多目的施設整備率」「福祉ボランティア数」「福祉ボランティア団体数」といった目標指標が示されています。
- 地域自治的な圏域として、徒歩圏での活動が容易な小学校区をコミュニティ圏域と設定しています。

コミュニティ	自治会活動がしやすい環境を整備します。また、小学校区単位での防災や防犯の取り組み等による地域力の強化とコミュニティ拠点の確保を図ります。	<目標像> 自治会活動がさらに活発になり、すべての小学校区単位に多目的に利用できる施設が確保されています。
		<指標>1、2
地域福祉	身近な地域で福祉課題を把握し解決する地域福祉活動の推進体制の充実を図ります。	<目標像> 地域で支え合う温もりのある町になっています。
		<指標>3、4

#### (指標)

	上段：指標名 下段：出典	現在値 (H. 23)	中間目標値 (H. 29)	期末目標値 (H. 34)
1	自治会加入率 (各自治会届出戸数÷行政区別人口世帯)	85.1%	86.5%	88.0%
2	小学校区別多目的施設整備率 企画調整課調べ	80%	80%	100%
3	福祉ボランティア数 町社協調べ 平成 24 年 3 月	595 人	700 人	1,000 人
4	福祉ボランティア団体数 福祉課調べ 平成 24 年 3 月	55 団体	70 団体	85 団体

#### コミュニティ圏域

- 身近なまちづくりでは、自治会（区）を単位として地域活動に取り組まれてきましたが、より多様な地域活動の展開に対応するための地域自治的な圏域として、徒歩圏での活動が容易な小学校区をコミュニティ圏域と設定し、地域活動の活性化に取り組めます。

## (2) 精華町第6次高齢者保健福祉計画

### (第6次老人保健福祉計画・第5期介護保険事業計画)

#### 急速な高齢化や認知症高齢者の増加などへの対応が求められています

- 精華町第6次高齢者保健福祉計画（平成24(2012)年3月策定）は、高齢者福祉全般にわたる計画であり、計画期間は平成24(2012)～26(2014)年度です。
- 地域の特性に応じた介護保険サービスの提供を旨として、A圏域（精北・川西小学校区）、B圏域（精華台・山田荘・東光小学校区）の日常生活圏域が設定されています。
- 精華町の平成23年の65歳以上人口は6,256人、高齢化率は17.0%であり、高齢化は着実に進行しています。高齢化の進行に伴い、認知症高齢者も増加しており、対応が求められています。

■65歳以上の人口推移

	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
	人	構成比								
65歳～74歳	3,542	9.7%	3,586	9.7%	3,864	10.4%	4,192	11.2%	4,501	12.0%
75歳以上	2,546	7.0%	2,670	7.2%	2,815	7.6%	2,931	7.8%	3,042	8.1%
65歳以上人口の合計	6,088	16.6%	6,256	17.0%	6,679	18.0%	7,123	19.0%	7,543	20.0%
総人口	36,566	100.0	36,849	100.0	37,128	100.0	37,394	100.0	37,654	100.0
認知症高齢者数の推計	438	7.2%	450	7.2%	481	7.2%	513	7.2%	543	7.2%

出典：精華町第6次老人保健福祉計画・第5期介護保険事業計画

認知症高齢者は、65以上人口比7.2%で推計（厚労省高齢者介護研究会報告書「2015年の高齢者介護」より）

#### 将来的な取り組みとして地域包括ケアの実現が求められています

- 施策体系について、「地域福祉の充実」「地域包括ケアシステムの構築」「介護サービス等の充実」「認知症対策の強化」「家族介護支援の充実」等をあげています。
- 精華町第6次高齢者保健福祉計画（平成24(2012)年3月策定）は、高齢者福祉全般にわたる計画であり、計画期間は平成24(2012)～26(2014)年度です。介護保険の事業主体として、計画を踏まえていくことが求められています

### ■施策体系

#### 基本理念

「いくつになっても にっこり笑顔 仲間とともに 元気に暮らせる 精華町」

#### 計画の目標

- ①誰もが自分らしく高齢期を楽しめるまち
- ②介護が必要になったときの安心があるまち

### (3) 精華町第2次障害者基本計画・第3期精華町障害福祉計画

#### 障害者の自立支援や地域ぐるみの生活支援が求められています

- 障害者基本計画では、障害者福祉の総合計画として「誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせる福祉のまち精華町」を基本理念としています。その実現に向けて6つの基本目標を定めています。
- 障害福祉計画では、地域移行や就労の数値目標やサービスの見込み量が示されており、その実現に向けたサービスの確保策を定めています。

#### 精華町第2次障害者基本計画

計画期間	平成24(2012)年度からおおむね10年間
基本理念	「誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせる福祉のまち精華町」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・完全参加と平等</li> <li>・エンパワメント</li> <li>・生活環境におけるバリアフリー</li> <li>・リハビリテーション</li> </ul>
基本的視点	障害者の自己決定と自己選択の尊重 バランスのとれた障害者福祉サービスの提供体制の充実 地域生活支援や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ともに育ち、ともに学ぶために           <ol style="list-style-type: none"> <li>①障害の早期発見・早期療育</li> <li>②保育・教育の充実</li> <li>③発達障害などの理解と支援の充実</li> <li>④放課後活動等の充実</li> <li>⑤自立と社会参加のための支援</li> </ol> </li> <li>2 生きがいを持って働くために           <ol style="list-style-type: none"> <li>①働く場の確保</li> <li>②関係機関の連携と多様な就労機会の創出</li> <li>③生きがいづくりの促進</li> </ol> </li> <li>3 すこやかにくらしのために           <ol style="list-style-type: none"> <li>①保健・医療サービスの充実</li> <li>②生涯にわたる障害の早期発見と早期対応</li> </ol> </li> <li>4 自立した生活をおくるために           <ol style="list-style-type: none"> <li>①総合的な生活支援体制の整備</li> <li>②外出支援の充実</li> <li>③通所サービス事業の充実</li> <li>④公正適正なサービス提供の確保</li> <li>⑤支援の担い手の確保</li> <li>⑥権利擁護体制の推進</li> <li>⑦障害者の社会参加の促進とボランティアの自己実現支援</li> <li>⑧社会参加の基盤づくりと情報保障の充実</li> </ol> </li> <li>5 安全で快適なくらしのために           <ol style="list-style-type: none"> <li>①社会参加を支える福祉のまちづくりの推進</li> <li>②生活の場の確保</li> <li>③防災・防犯対策の推進</li> </ol> </li> <li>6 共感しあえる地域づくりのために           <ol style="list-style-type: none"> <li>①福祉交流の推進</li> <li>②交流・ふれあいの機会づくり</li> <li>③スポーツ・レクリエーションの機会づくり</li> </ol> </li> </ol>

### 第3期精華町障害福祉計画

計画期間	平成24(2012)～平成26(2014)年度
数値目標	1 施設入所利用者の地域生活への移行 2 福祉施設から一般就労への移行
サービスの見込み	訪問系サービス 日中活動系 居住系サービス 相談支援 地域支援事業(相談支援事業、コミュニケーション支援事業 等)

### (4) 第2期精華町健康増進計画

世代をこえた健康づくりや地域ぐるみの実践に対して支援が求められています

○精華町では、「第2期精華町健康増進計画」やせいか365運動に基づき、健やかで元気に満ちた地域社会づくりをめざして、町民一人ひとりが地域の中で健康づくりに主体的に参画することを支援しています。

○重点的な取り組みである「協働による健康づくりプロジェクト」では、行政と住民が協働で、健康づくりを通じた人のつながりづくりに取り組んでいます。

計画期間	平成25(2013)～平成34(2022)年度
基本理念	「笑顔・ささえあい・健やか 元気なまち せいか」
基本方針	ヘルスプロモーション 病気予防と元気促進 住民参加・参画
基本目標	①正しくおいしく食べましょう ②楽しく身体を動かそう ③みんなでニコニコ健康生活 ④笑顔でいきいき過ごしましょう
重点取り組み	①生活習慣病予防のしくみづくり ②つながりを意識した子育て力の強化 ③住民参加・参加型計画づくりの支援

## (5) 精華町児童育成計画・精華町次世代育成支援後期行動計画

### 子育て支援社会の実現をめざしています

○精華町では、「子どもの権利条約」や「子ども・子育て応援プラン」「次世代育成支援対策推進法」などの社会動向を踏まえて、児童育成計画・精華町次世代育成支援後期行動計画に基づいて、子どもと子育てを地域社会全体で支える「子育て支援社会」の実現をめざしています。

計画期間	平成 22 (2010) ～平成 26 (2014) 年度
基本理念	「子どもと子育てを地域社会全体で見守り、支援する」
計画の対象	0歳～18歳未満の子ども 子どものいる家庭 子どもとその家族を取り巻く精華町の地域社会全体
基本目標	<p>目標1 子どもがたくましく伸びやかに育って行けるまち 様々な生活体験を通して、子どもが自らの心と体を伸び伸びと自然に成長させていけるような、「子ども」を応援するまちを目指す。</p> <p>目標2 安心して子どもを生み育てていけるまち 母子保健や保育サービスの充実などにより、子育て家庭の暮らしを適切に支える仕組みが充実した、「子育て」を応援するまちを目指す。</p> <p>目標3 地域ぐるみで子ども・子育てを見守るまち 「こどもを守る町」宣言を行っている精華町として、地域ぐるみで、子どもの人権を尊重し子どもを守り育てることの責務を担い、子育てを見守るまちを目指す。</p>
施策の柱	<p>「子ども」を応援する施策</p> <p>「子育て」を応援する施策</p> <p>「地域ぐるみ」で子ども・子育てを応援する施策</p>
主な取り組み	<p>■「発達・療育」の応援</p> <p>◎発達・療育相談の充実</p> <p>■「保育サービス」の充実</p> <p>◎病児・病後児保育の充実</p> <p>■「保育所」の環境向上</p> <p>◎保育所施設・設備の計画的な維持管理・更新</p> <p>◎保育所運営の効率化の推進</p> <p>■「放課後児童」の応援</p> <p>◎放課後児童クラブの拡充</p> <p>■「地域子育て支援」の充実</p> <p>◎子育てサポートセンターの充実</p> <p>■「児童虐待等」への対応</p>

## (6) 第3次精華町地域福祉活動計画

### 地域で共に助けあい支え合うまちづくり

○精華町社会福祉協議会では、地域福祉の主役である住民や地域組織をはじめ、社会貢献活動を行う商工会やNPOなど、また、専門職である社協や社会福祉法人、施設、医療・教育機関、事業者、福祉サービスの基盤整備を図る精華町が、共に役割を果たして支え合うまちづくりをめざしています。

計画期間	平成 25 (2013) ~平成 29 (2017) 年度
基本理念	「 <b>地域で共に助けあい支え合うまちづくり</b> 」
基本方針	方針 1 住民が主役の地域福祉活動を支えていきます 方針 2 社協の特性を活かして住民の立場に立った地域生活を支えていきます 方針 3 時代の変化に対応して社協の体制づくりをめざします
施策の重点	重点 1 段階的に小学校区を圏域とした住民が主役の地域福祉活動を拡げます 重点 2 地域住民による支え合い活動の充実を支援します 重点 3 社協の特性を活かした総合相談体制をつくります 重点 4 日常の支え合いを土台とした災害時要援護者支援をめざします 重点 5 認知症の方が安心して暮らせるまちをめざします
実施計画	1 地域福祉の推進のための 7 つの施策 ①住民主体の地域福祉活動の推進 ②ボランティア活動の推進 ③住民同士の支え合い活動の強化 ④要援護者の見守り活動の強化 ⑤災害に強いまちづくり ⑥福祉避難所の機能強化 ⑦当事者組織の支援 2 地域生活支援のための 8 つの施策 ①介護保険事業の基盤強化 ②介護予防と生きがい活動の充実 ③地域ぐるみの子育て支援 ④障がい者の自立支援 ⑤認知症の方と介護者家族の支援 ⑥高齢者の総合相談体制の充実 ⑦地域生活の支援 ⑧生活困窮世帯等の自立支援と権利擁護 3 組織体制の充実のための 3 つの施策 ①経営体制の強化 ②自立的な財源の確保 ③社協会員の増強

## (7) 精華町地域防災計画

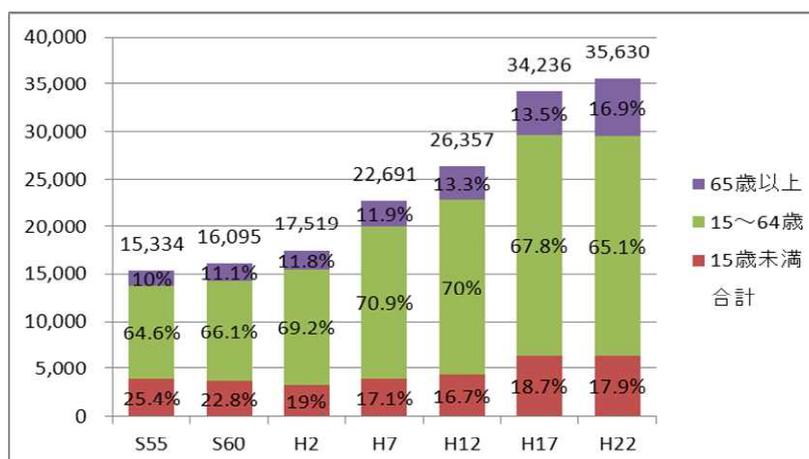
### 緊急災害時に備えた、日常の要配慮者を支える体制づくりが求められています

- 精華町地域防災計画（平成 23(2011)年 3 月策定）は、災害対策基本法に基づき、精華町の地域に係る総合的な防災計画を策定し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。
- 計画では、災害ボランティアセンターにおける「災害ボランティアの育成計画」や「災害ボランティア受け入れ計画」が規定されています。
- 大規模災害の際に高齢者や障害者など「災害時要配慮者」の避難場所となる福祉避難所の協定を民間事業者との間で結んでいます。
  
- 本町では、災害時要配慮者登録制度に基づき、制度の広報・周知や地域と協働した登録促進を図ってきました。国では、災害対策基本法の改正が進められており、その動向に対応して、緊急災害時に備えた、日頃の高齢者や障害者を支える体制づくりが課題となっています。

## 4 人口の動向等

### 40,000 人の将来人口、急速な高齢化の進行といった将来動向を踏まえた地域福祉計画の策定が求められます

- 精華町では、緩やかな人口増加を基調としたまちづくりを進められることが予想されることから、計画ではこれらの将来的な人口動向を踏まえることが求められます。
- 精華町の人口は平成 2 年から平成 17 年までは急増し、それ以降も増加し続けています。一方で、増加率は平成 17 年以降鈍化しています。
- 15 歳未満人口は平成 2 年まで減少し、その後平成 17 年までは増加、平成 22 年にかけて横ばいとなっています。15～64 歳人口は平成 17 年まで単純増加しており、平成 17 年以降は横ばいとなっています。65 歳以上人口は単純増加傾向にあります。



- 精華町第5次総合計画が目標年次とする平成 34 年の人口は、約 40,000 人となっています。

### 校区圏域の地域特性に注目していく必要があります

- 精華町は 3 中学校区、5 小学校区で構成されています。小学校区は、既存地域、昭和地域、学研都市地域が混在するようにコミュニティが形成されています。まちづくりの経過からみると、学研都市地域の人口が過半を占めており、昭和地域が約 3 割、既存地域が約 2 割を占めています。
- 既存地域や昭和地域では少子高齢化が進行しており、学研都市地域では居住年数が浅いことによってコミュニティの希薄化が生じているなど、異なる地域特性に注目していく必要があります。

- 精華中学校区は、精北小学校区と川西小学校区で構成されています。川西小学校区は最も高齢化率が高くなっています。既存地域と昭和40年代以降の開発のコミュニティがあります。
- 精華南中学校区は山田荘小学校区と一小一中となっています。3つの既存地域と学研都市地域の桜が丘で構成されています。桜が丘については、今後の急速な高齢化が予想されます。
- 精華西中学校区は東光小学校区と精華台小学校区で構成されています。1つの既存地域と学研都市地域の光台・精華台でなっており、居住年数の浅い住民が多くなっています。

表 地域の高齢化率など（平成26年1月1日現在）

中学校区	小学校区	地区	人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率	一人暮らし高齢者	一人暮らし高齢者率	0~14歳人口	年少人口率	
精華	精北	里	291	113	109	37.46%	4	3.67%	24	8.25%	
		旭	71	40	25	35.21%	3	12.00%	5	7.04%	
		舟	895	357	235	26.26%	10	4.26%	101	11.28%	
		滝ノ鼻	882	332	185	20.98%	17	9.19%	147	16.67%	
		菱田	1,532	595	352	22.98%	43	12.22%	234	15.27%	
		僧坊	1,604	675	402	25.06%	33	8.21%	242	15.09%	
		中久保田	472	178	62	13.14%	0	0.00%	40	8.47%	
		小学校区計	5,747	2,290	1,370	23.84%	110	8.03%	793	13.80%	
		川西	谷	309	119	110	35.60%	17	15.45%	26	8.41%
			北稻八間	767	332	218	28.42%	21	9.63%	108	14.08%
			植田	777	335	218	28.06%	29	13.30%	82	10.55%
			菅井	323	124	113	34.98%	13	11.50%	29	8.98%
			中東	440	173	124	28.18%	12	9.68%	56	12.73%
			西北	556	281	135	24.28%	42	31.11%	73	13.13%
	南		2,061	891	533	25.86%	49	9.19%	320	15.53%	
	北ノ堂		807	349	271	33.58%	30	11.07%	101	12.52%	
	馬淵		531	229	167	31.45%	12	7.19%	69	12.99%	
	祝園西		1,451	629	195	13.44%	21	10.77%	304	20.95%	
	小学校区計		8,300	3,569	2,192	26.41%	257	11.72%	1,186	14.29%	
	神の園		48	45	47		0	0.00%			
	自衛隊		20	20	0		0	0.00%			
	精華台		南稻八妻	1,018	449	316	31.04%	21	6.65%	169	16.60%
	中学校区計		15,133	6,373	3,925	25.94%	388	9.89%	2,148	14.19%	
	精華南	山田荘	山田	601	252	217	36.11%	17	7.83%	44	7.32%
			乾谷	398	158	161	40.45%	14	8.70%	30	7.54%
			柘榴	311	125	106	34.08%	5	4.72%	21	6.75%
			桜が丘1丁目	1,313	469	185	14.09%	5	2.70%	231	17.59%
			桜が丘2丁目	979	351	150	15.32%	10	6.67%	141	14.40%
			桜が丘3丁目	1,397	526	282	20.19%	9	3.19%	198	14.17%
			桜が丘4丁目	1,470	529	229	15.58%	2	0.87%	236	16.05%
			エス・ローマ	527	167	31	5.88%	14	45.16%	64	12.14%
			桜が丘計	5,686	2,042	877	15.42%	40	4.56%	870	15.30%
中学校区計			小学校区計	6,996	2,577	1,361	19.45%	76	5.58%	965	13.79%
精華西		東光	東畑	710	240	238	33.52%	14	5.88%	75	10.56%
			光台1丁目	0	0	0	—	0	—	0	—
			光台2丁目	77	46	0	0.00%	0	—	17	22.08%
	光台3丁目		0	0	0	0.00%	0	—	0	#DIV/0!	
	光台4丁目		1,447	559	281	19.42%	22	7.83%	215	14.86%	
	光台5丁目		825	293	153	18.55%	1	0.65%	132	16.00%	
	光台6丁目		1,694	569	208	12.28%	6	2.88%	390	23.02%	
	光台7丁目		1,597	593	275	17.22%	13	4.73%	285	17.85%	
	光台8丁目		1,539	509	248	16.11%	7	2.82%	262	17.02%	
	光台9丁目		867	260	46	5.31%	1	2.17%	254	29.30%	
	光台計		8,046	2,829	1,211	15.05%	50	4.13%	1,555	19.33%	
	小学校区計		8,756	3,069	1,449	16.55%	64	4.42%	1,630	18.62%	
	精華台		精華台1丁目	1,230	367	96	7.80%	4	4.17%	284	23.09%
			精華台2丁目	1,122	342	93	8.29%	2	2.15%	262	23.35%
		精華台3丁目	1,279	408	131	10.24%	4	3.05%	270	21.11%	
		精華台4丁目	1,649	492	109	6.61%	5	4.59%	372	22.56%	
		精華台5丁目	208	66	3	1.44%					
		精華台1丁目 トナキ	345	124	46	13.33%	5	10.87%	72	20.87%	
		インクス精華台	227	78	19	8.37%			63	27.75%	
		アス・マッシュ, コート	342	115	26	7.60%	1	5.26%	100	29.24%	
	精華台計	6,402	1,992	523	8.17%	21	4.02%	1,423	22.23%		
	中学校区計	小学校区計	15,158	5,061	1,972	13.01%	85	4.31%	3,053	20.14%	
合	計	37,287	14,011	7,258	19.47%	549	7.56%	6,166	16.54%		
					人口	構成比					
既存地域（旧地域）	旧居住地域の農村型コミュニティ				6,850	18.4%					
昭和地域	昭和40年代以降の住宅開発コミュニティ				10,235	27.5%					
学研都市地域	学研都市地域の開発コミュニティ				20,134	54.1%					
					37,219	100.0%					

## 5 地域福祉活動の担い手と役割

### 地域福祉活動の多様な担い手の役割が高まっています

支援の必要な人を地域で支えていくためには、住民、地域組織、福祉サービス提供者（以降、事業者）、行政といった活動の担い手同士が役割を分担、協働して地域福祉活動を推進していく必要があります。

例えば、一人暮らし高齢者の日常的な安否確認や緊急災害時の支援は、隣近所の住民や自治会、商店などの事業者（まちの福祉サポート店）等が中心的な役割を担い、行政や事業所職員がその活動を支えるなどの役割分担や連携が考えられます。

### 福祉コミュニティづくりの主体となる住民や地域組織、それを支える専門職

住民や地域組織には、地域福祉活動の中心的な担い手としての役割が、町社協や事業者には、サービスを提供する専門職としての役割が求められます。これらの主体がいっしょになって、福祉コミュニティづくりをめざします。

### 行政による環境整備、町社協による活動支援が求められています

住民や地域組織が主体となり、地域で支えあう力を高めていくために、行政には、本計画に基づく環境整備やしきみづくりが、町社協には、活動計画に基づく住民や地域組織の活動支援が求められています。

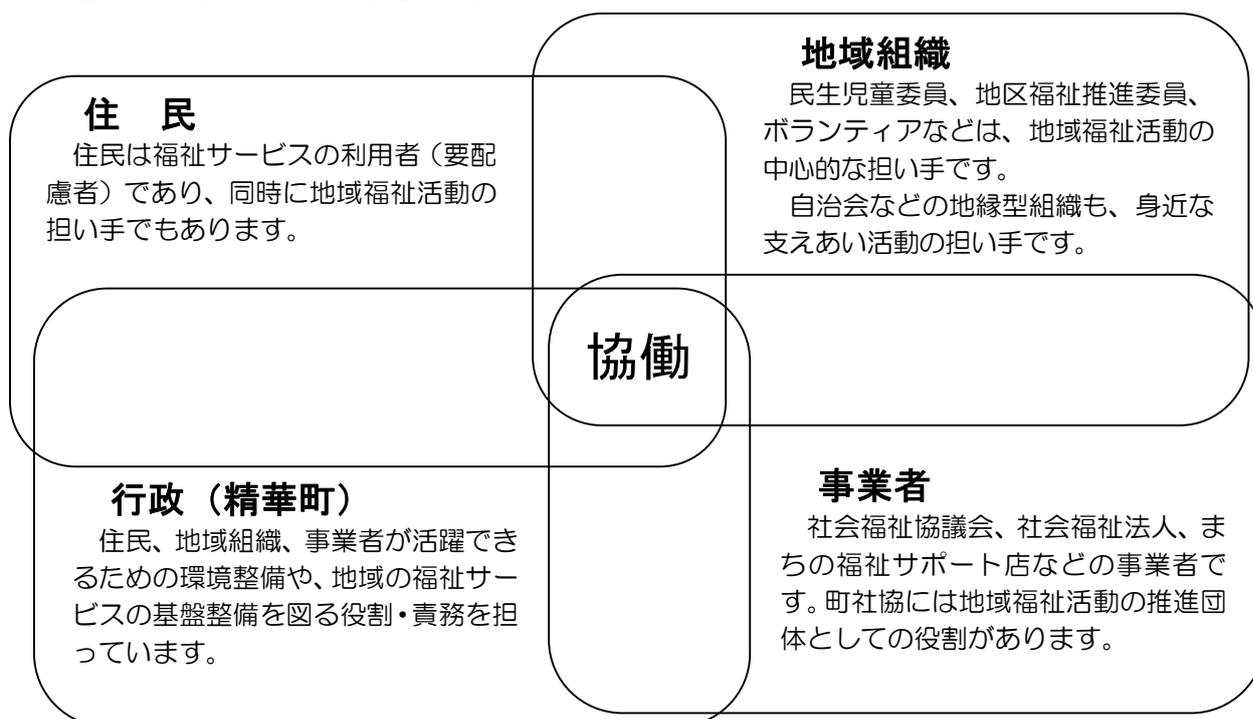


図 地域福祉活動の担い手と役割



## (2) 圏域の考え方

- 精華町第5次総合計画のコミュニティー圏域では小学校区、精華町地域福祉計画では小中学校区、介護保険事業計画では A、B 圏域が設定されています。
- 町社協の活動計画では、「段階的に小学校区を圏域とした住民が主役の地域福祉活動を広げていく」としています。
- 第2次計画では関連計画の圏域の考え方を踏まえて、小中学校区を圏域として施策、事業を示します。

表 関連計画の圏域の考え方

計 画	圏域の考え方
精華町第5次総合計画	<b>コミュニティー圏域</b> 身近なまちづくりは自治会（区）単位で取り組まれてきましたが、より多様な地域活動の展開に対応するための地域自治的な圏域として、徒歩圏での活動が容易な小学校区をコミュニティー圏域と設定し、地域活動の活性化に取り組みます。
精華町第5期介護保険事業計画	<b>日常生活圏域</b> A 圏域（精北・川西小学校区） B 圏域（精華台・山田荘・東光小学校区）
第3次精華町地域福祉活動計画	<b>段階的に小学校区を圏域とした住民が主役の地域福祉活動を広げていく</b> 平成25年度に、第2次精華町地域福祉計画策定が予定されていることから、そこで示される圏域の考え方に対応して、段階的に圏域を設定します。

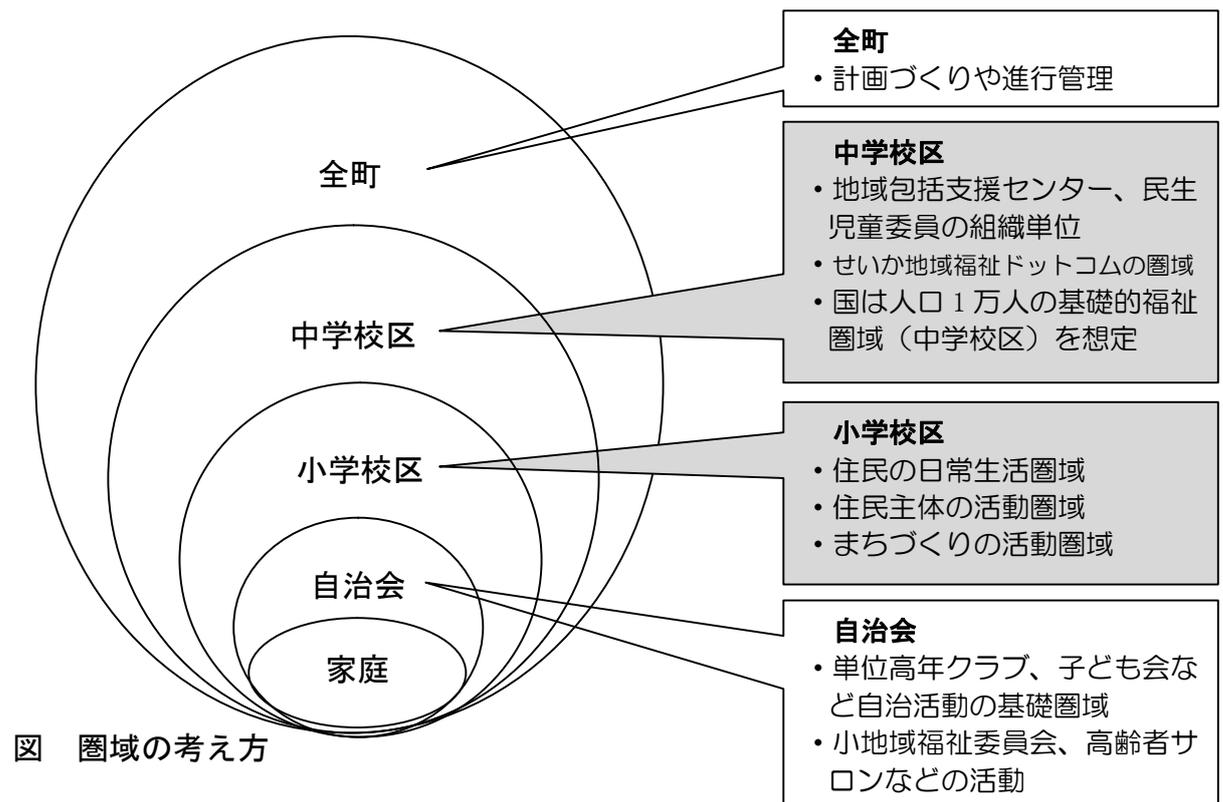


図 圏域の考え方

## 7 第1次計画の進捗状況

○第2次計画の策定にあたり、第1次精華町地域福祉計画について施策事業ごとに進捗状況を確認し、現状と課題を整理しました。

表 第1次精華町地域福祉計画の施策体系

施策	事業	内容
1 住民主体の担 い手養成と中 心組織づくり	(1)せいか隣人まつり（交流・気づき・問題解決機能）の活動支援	・せいか隣人まつり、各小中学校区別作業部会などの新たな活動の支援
	(2)小地域活動の立ち上げ支援	・せいか隣人まつりなどの校区圏域の活動と連携した小地域活動の立ち上げ支援
	(3)多様なボランティアの養成支援	・社会福祉協議会と連携した多様なボランティアの養成支援
	(4)自治会活性化策の検討	・町政協力員との連携、校区圏域の自治組織や自治会活性化策の検討
2 専門職や担い 手同士の連携	(5)身近な相談拠点、情報発信	・自治会未加入者を含めた、サービス情報の発信や身近な相談体制のしくみづくり
	(6)総合相談窓口体制や地域ケア会議の開催	・総合相談窓口体制づくりと地域ケア会議（地域包括支援センター、障害者生活支援センター、子育て支援センター等の連携）の立ち上げ、連携
3 防災・防犯の安 全安心づくり	(7)緊急災害時の要配慮者支援、自主防災組織の取り組み支援	・要配慮者登録制度と連携した『声かけ！せいか隊』の実施の支援
	(8)防犯推進委員会の取り組み支援	・防犯推進委員会の活動拡大の支援
4 身近な居場所 づくり	(9)地域ぐるみの子どもの遊び場づくり	・子育て層を中心とした取り組みの支援 ・子育て支援施策との連携
	(10)コミュニティ・カフェ	・誰もが集える居場所づくり ・障害者地域自立支援協議会と地域福祉計画の連携
	(11)身近な民家活用の支援策	・身近な居場所づくりの場として、民家のリフォーム費負担や契約の支援
	(12)身近な拠点の再整備	・集会所について、一時避難場所や地域福祉の拠点などとして段階的に再整備
5 学校と地域の つながりづく り	(13)地域ぐるみの子どもの安全安心事業	・スクールヘルパー連絡会議の全校区設置
	(14)地域ぐるみの子育て支援、福祉学習、環境学習のしくみづくり	・精華学び体験教室と学童保育の地域ぐるみの連携、地域ぐるみの福祉教育
6 精華ならではの環境を生かした人のつながりづくり	(15)環境にかかわる自治会や地域の取り組み支援	・環境ネットワーク会議と連携した地域の取り組み支援
	(16)ペットによる人のつながりづくりとマナー向上	・マナー改善の働きかけとペットによる人のつながりの支援
	(17)里山や農園、特産品による人のつながりづくり	・里山や農園、特産品、地産地消を活用した人のつながりづくり
	(18)学研都市の住民活動グループなどとの連携	・精華町ならではの学研都市の住民活動グループなどとの連携
	(19)健康づくり活動グループなどとの連携	・健康づくりの施策と地域福祉の施策を連携させて、健康づくりと人のつながりづくり

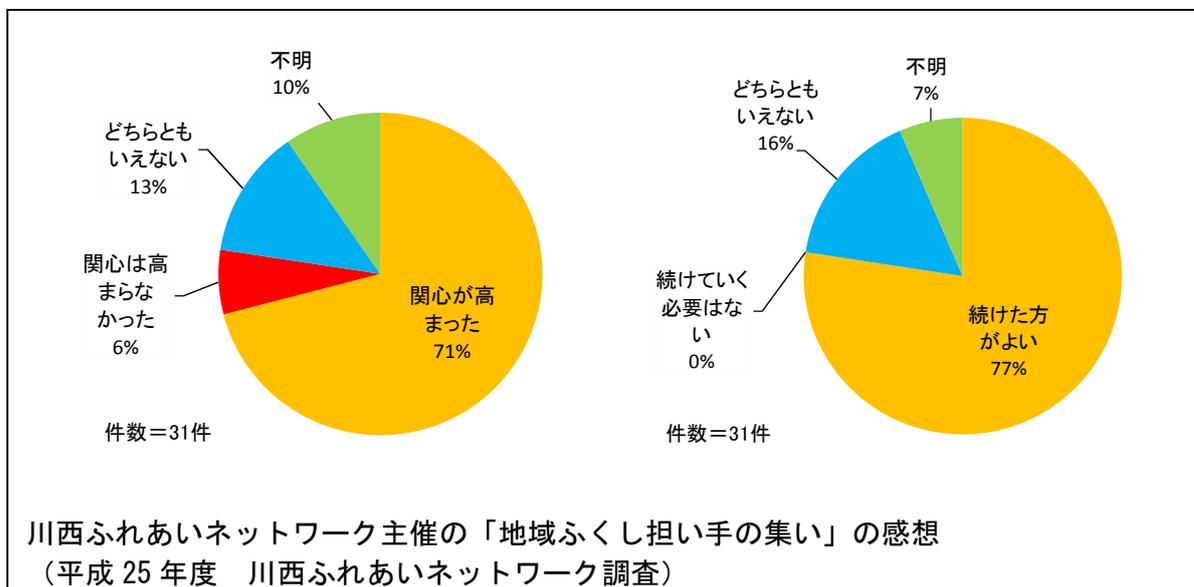
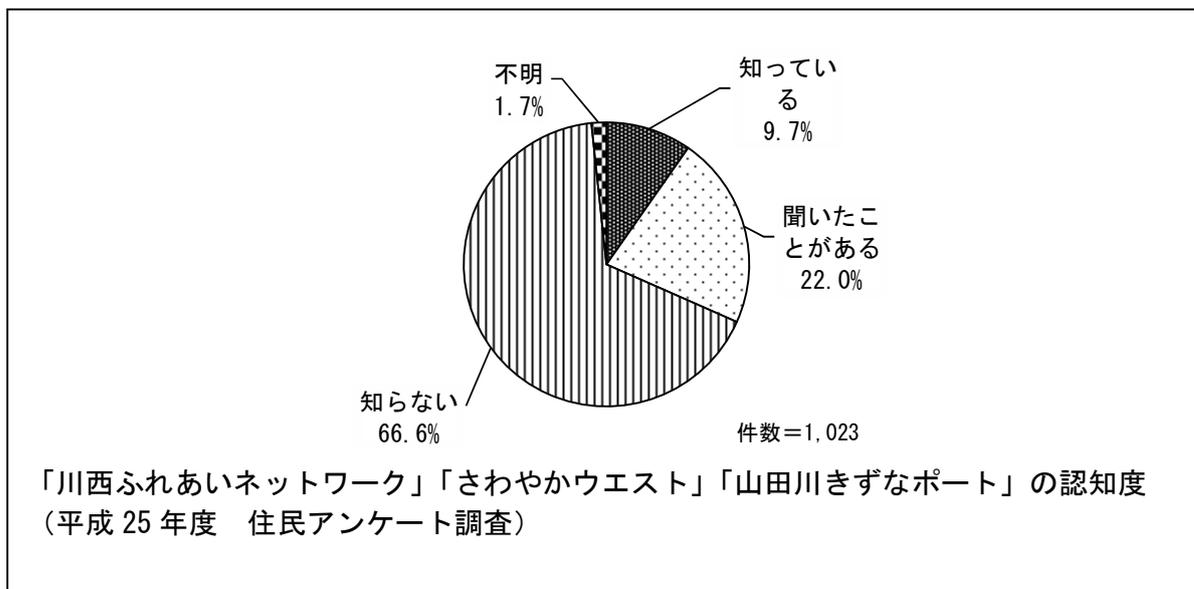
## 施策 1 住民主体の担い手養成と中心組織づくり

### 事業 せいか隣人まつり(交流・気づき・問題解決機能)の活動支援

- ・せいか隣人まつり、各小中学校区別作業部会などの新たな活動の支援

#### 【現状と課題】

- 計画策定後に住民主体の地域福祉組織「せいか地域福祉ドットコム」が立ち上がり、計画の実践に取り組んできました。第2次計画策定にあたり、これらの組織が住民懇談会（せいか隣人まつり）を主催し、住民参加の窓口として意見の集約を図っています。
- 第2次計画策定におけるアンケート調査結果では、回答者の約3割について「せいか地域福祉ドットコム」の認知度が広がっています。

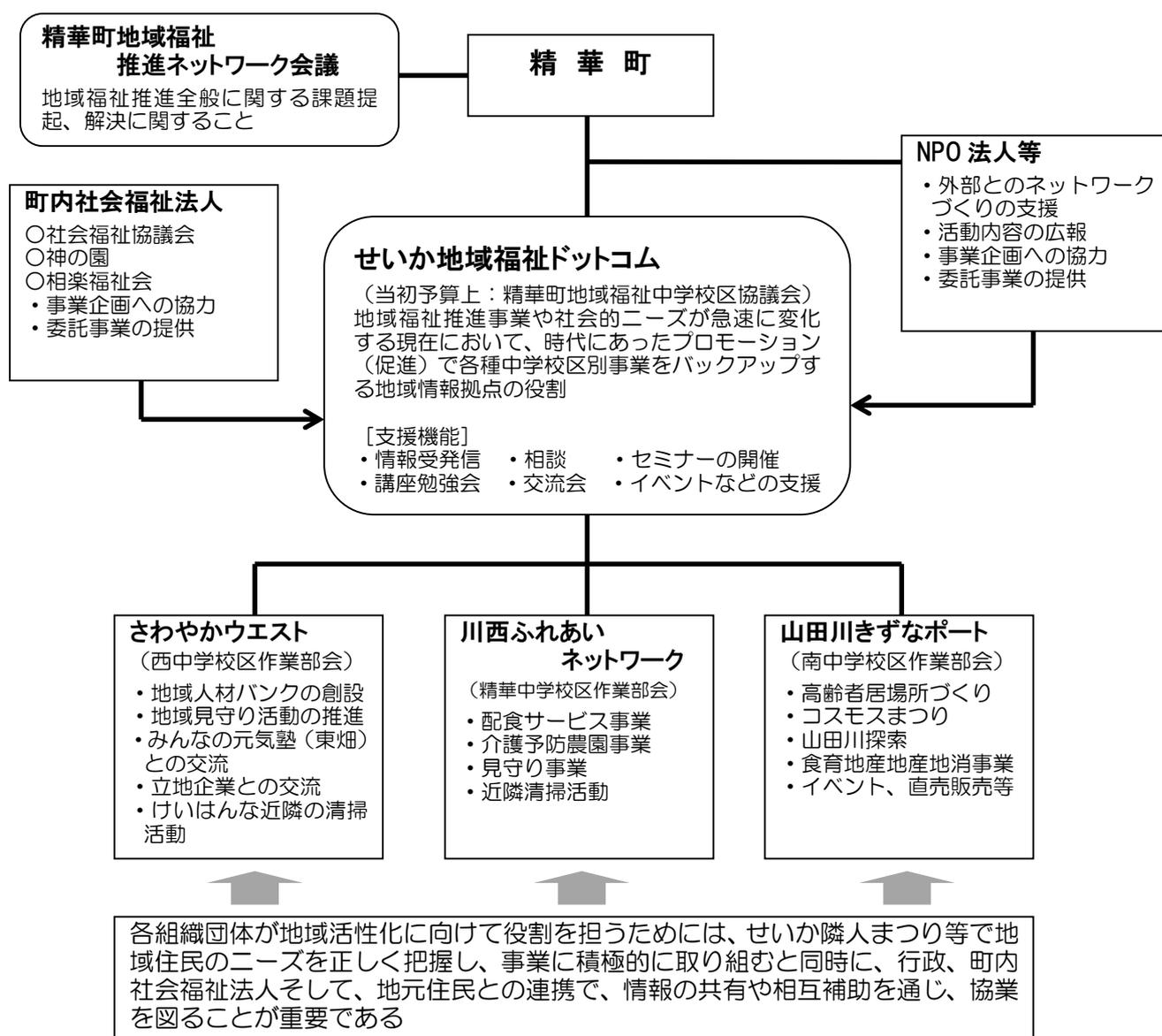


○第2次計画策定において、住民の意見を計画に反映するために実施された「地域ふくし担い手の集い」では、「関心が高まった。続けた方がよい」といった意見が多く、活動が支持されています。

○精華町は活動助成の仕組みを整備するとともに、京都府の地域包括ケア総合交付金を活用して活動を支援してきました。町内の事業者（町社協や神の園）もこれらの住民主体の活動を事務支援しています。

○町社協の計画では「段階的に小学校区を圏域とした住民が主役の地域福祉活動を広げていく」方針を上げています。

○第2次計画では、町社協の施策と連携して、校区の中心組織の役割や体制等を規定して施策・事業化する必要があります。あわせて、「せいか地域福祉ドットコム」について、交付金終了後に向けた自立的運営について、検討していく必要があります。



## 事業 小地域活動の立ち上げ支援

- ・せいか隣人まつりなどの校区圏域の活動と連携した小地域活動の立上げ支援

### 【現状と課題】

○町社協の支援によって、41 地区の内の 15 地区で小地域福祉委員会が地区単位の組織として活動しています（平成26年1月）。南中学校区では委員会の立ち上げが進んでいないなど、地域差を生じています。

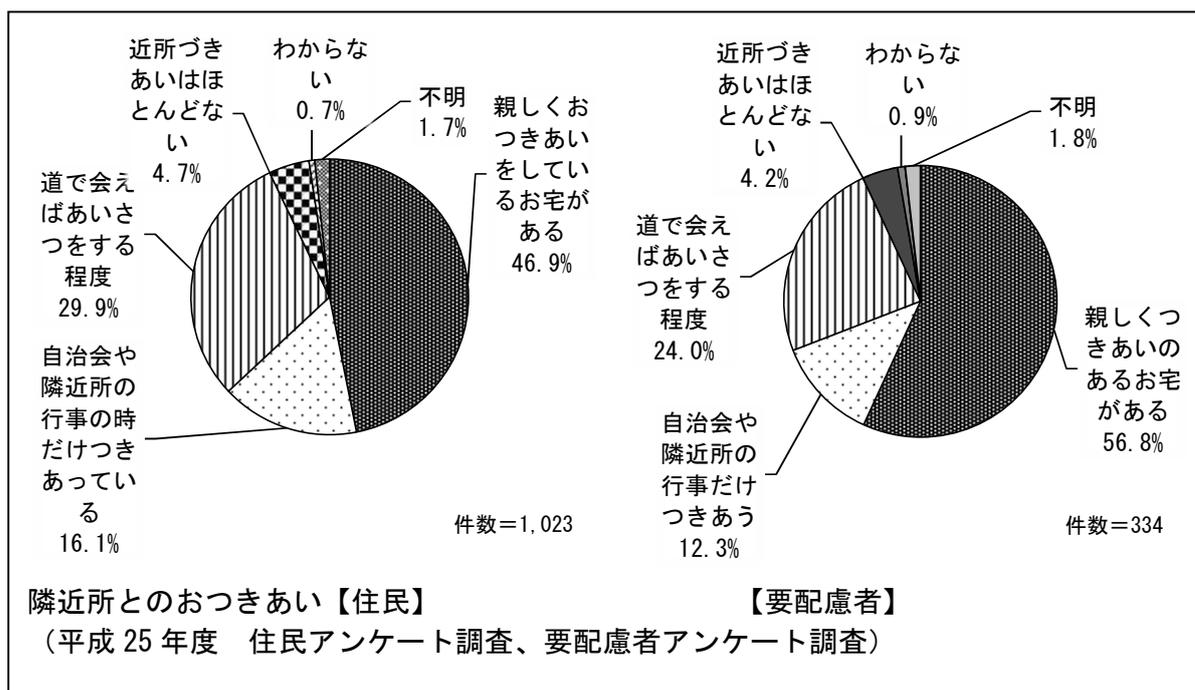
○町社協の計画では「段階的に小学校区圏域の活動を広げていく」方針を上げています。委員会の情報交換の場として「小学校区連絡会」を設け、委員会の立ち上げを促進する計画があります。

○精華町の第2次計画では、町社協の施策と連携して小学校区連絡会の活動を支援することで、小地域福祉委員会の立ち上げを促進することが求められています。

表 住民主体の地域福祉組織（小地域福祉委員会、せいか地域福祉ドットコム、平成26年1月）

中学校区	小学校区	地区	小地域福祉委員会	ふれあいサロン	せいか地域福祉ドットコム
精華 中学校	精北	菱田	○	○	川西ふれあいネットワーク
		滝ノ鼻	○	○	
		舟	○	○	
		里		○	
		僧坊		○	
		旭			
		中久保田			
	川西	谷	○	○	
		北稲八間	○	○	
		植田	○	○	
		菅井	○	○	
		北ノ堂	○	○	
		馬淵	○	○	
		南		○	
		中			
		東		○	
		西北			
		祝園西一丁目			
		精華台	南稲八妻	○	
精華西 中学校	精華台	精華台一丁目		○	さわやかウエスト
		精華台二丁目	○		
		精華台三丁目			
		精華台四丁目	○	○	
		精華台一丁目トチノキ			
		インクス精華台			
		アズ・マニッシュュ、コート			
	東光	東畑			
		光台四丁目		○	
		光台五丁目	○	○	
		光台六丁目	○	○	
		光台七丁目		○	
		光台八丁目	○		
精華南 中学校	山田荘	山田			山田川きずなポート
		乾谷		○	
		柘榴		○	
		桜が丘一丁目		○	
		桜が丘二丁目		○	
		桜が丘三丁目		○	
		桜が丘四丁目			
		エスペローマ			
		15ヶ所	25ヶ所	3 中学校区	

○第2次計画策定におけるアンケート調査結果では、隣近所とのおつきあいについて、半数弱が「親しくおつきあいしているお宅がある」と答えているものの、「近所づきあいはほとんどない」といった回答が約5%あり、地域の中での孤立が予想されます。



## 事業 多様なボランティアの養成支援

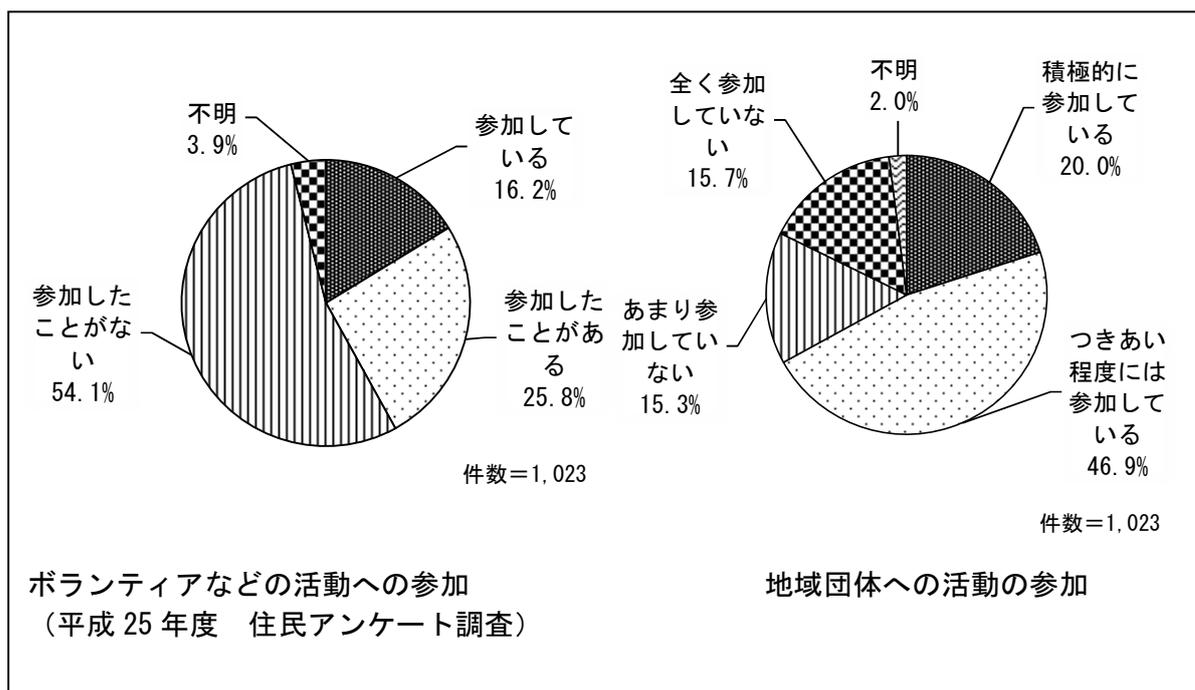
- ・社会福祉協議会と連携した多様なボランティアの養成支援

### 【現状と課題】

- 地域福祉活動の担い手のひとつである、登録ボランティアの数は横ばいとなっており、ボランティア連絡協議会加入団体数は減少が続いています。
- 第2次計画策定におけるアンケート調査結果では、ボランティアなどの活動には約4割が、自治会などの地域団体には約7割弱の回答者は参加経験があります。
- 精華町総合計画において、ボランティアの目標指標が示されており、町社協と連携した計画的な取り組みによって、人材の輩出が求められています。

福祉ボランティア数 現在 H23 (595人) H29 (700人)

福祉ボランティア団体数 現在 H23 (55団体) H29 (70団体)



- 商工会の登録企業などに社会貢献のニーズがあり、場づくりや活動を支援することによって、新たな担い手として企業ボランティアの可能性がります。
- 認知症予防の分野では、キャラバン・メイト養成研修修了生や福祉事業所によって、精華町キャラバン・メイト連絡会が設立されており、地域ぐるみの認知症支援の活動がスタートしています。
- 介護者家族の会「なでしこ」が設立されており、町社協が活動を支援しています（平成 25 年 5 月）。また、高齢者サロンや子育てサロンの運営、小学校のスクールヘルパーとして、地域のボランティアが参加しています。
- 自治会などの地域活動や福祉分野にとどまらず、ボランティア活動を通じた自己実現や社会参加のニーズは多様化しており、これらに応えた活動の場づくりが求められています。
- 有償ボランティアや介護保険と連携したポイントの導入など、多様なニーズに応えていくことが求められています。

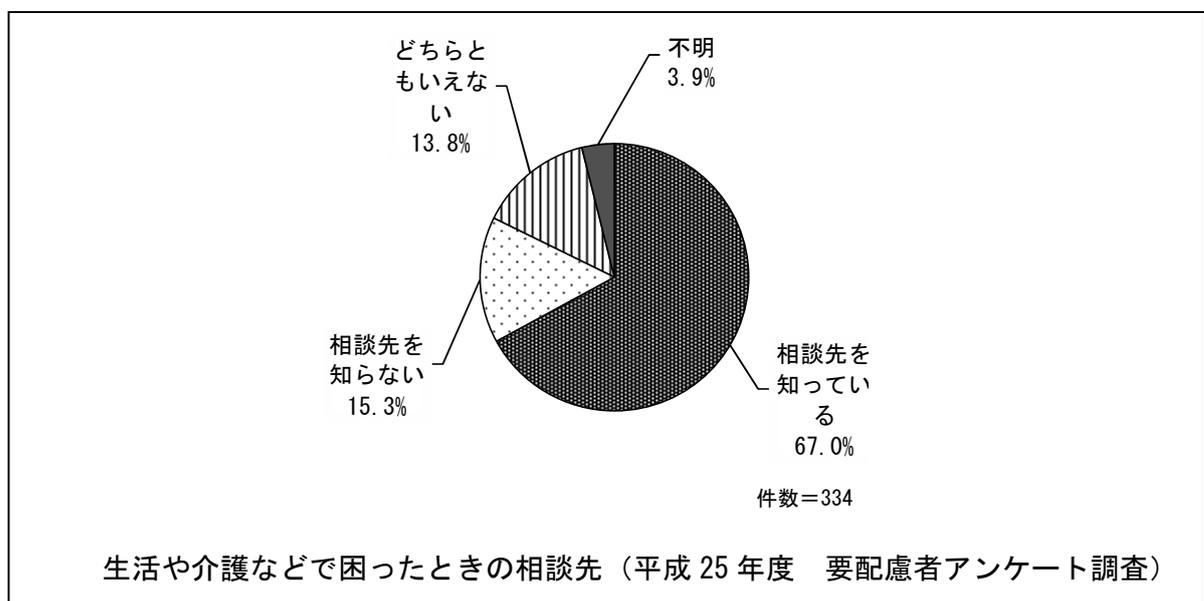
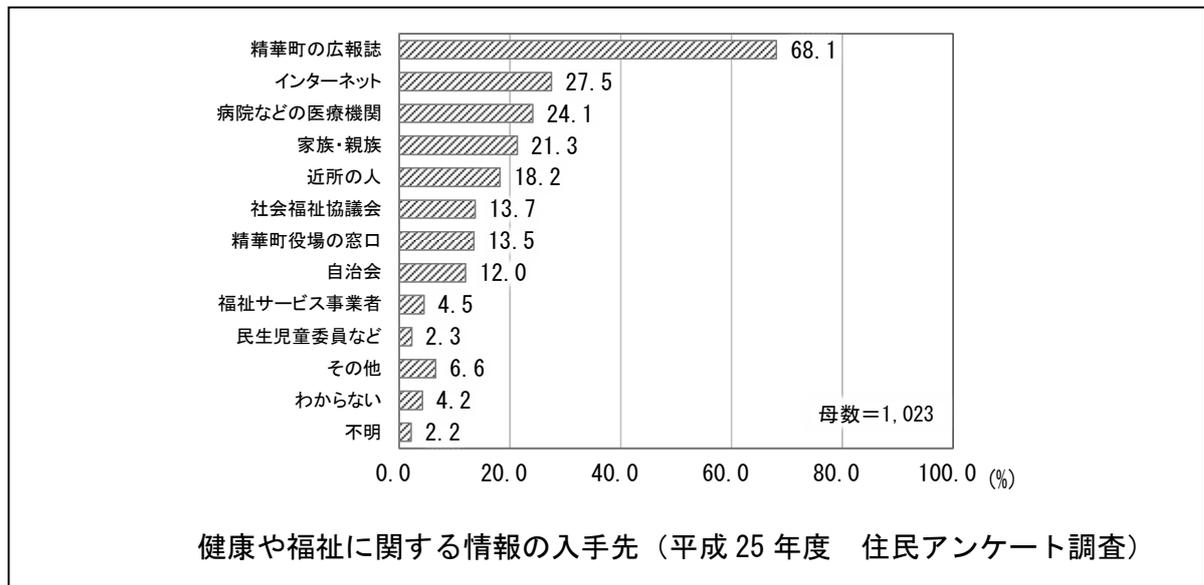
## 施策2 専門職や担い手同士の連携

### 事業 身近な相談拠点、情報発信

- ・自治会未加入者を含めた、サービス情報の発信や身近な相談体制のしくみづくり

#### 【現状と課題】

- 町役場において福祉相談の窓口事業を開設していますが、利用が少ない状況です。
- 第2次計画策定におけるアンケート調査結果では、健康や福祉に関する情報の入手先として「精華町の広報誌」が突出しています。また、生活や介護などで困った時の相談先について、「相談先を知っている」が約7割弱であることに対して、「相談先を知らない」「どちらともいえない」といった回答が約3割あります。



## 事業 総合相談窓口体制や地域ケア会議の開催

・総合相談窓口体制づくりと地域ケア会議（地域包括支援センター、障害者生活支援センター、子育て支援センター等の連携）の立ち上げ、連携

### 【現状と課題】

#### 【地域包括支援センターの体制充実 ①総合相談、②ネットワーク構築、③実態把握】

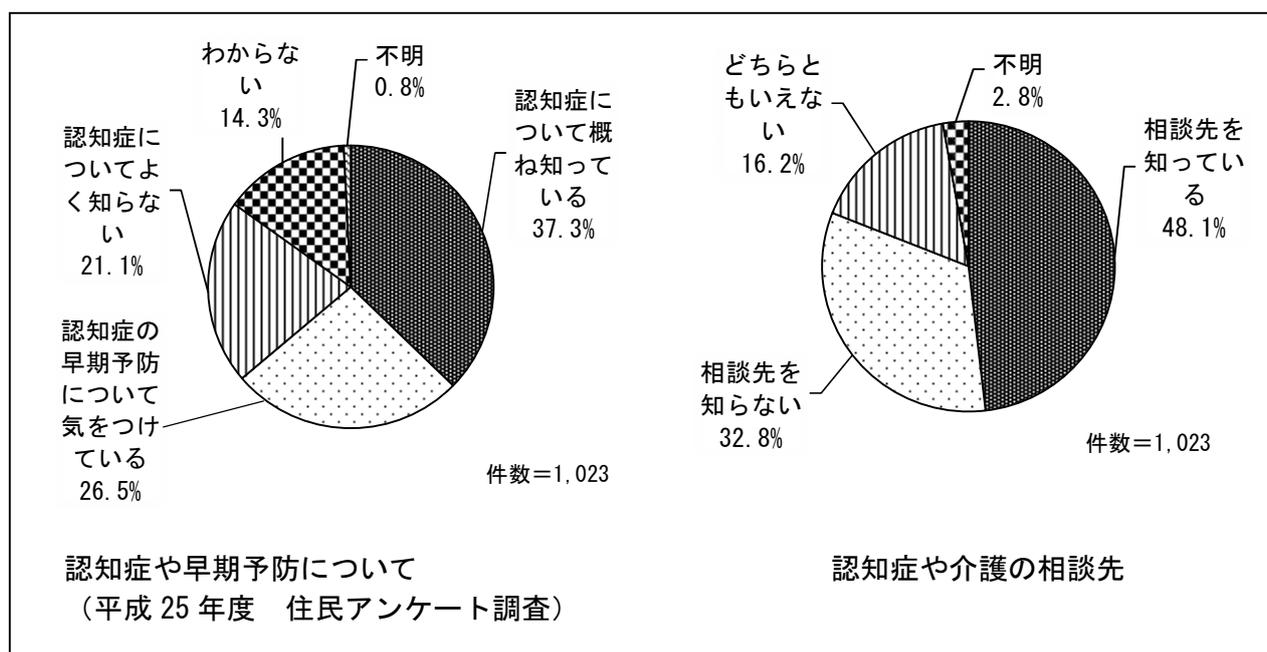
○地域包括支援センターは、現状では1箇所のみ開設となっています。今後の急速な高齢化に対応するとともに、地域福祉活動の推進のために地域包括ケアの体制づくりが求められています。

○京都府の地域包括ケア総合交付金を活用して、医師会、福祉事業所、住民が連携して、認知症カフェ・介護予防事業が始まっています。

○第2次計画策定におけるアンケート調査結果では、約6割が認知症に関心があり、約5割が相談先を知っていると答えています。

表 地域に広がる認知症カフェ、予防事業

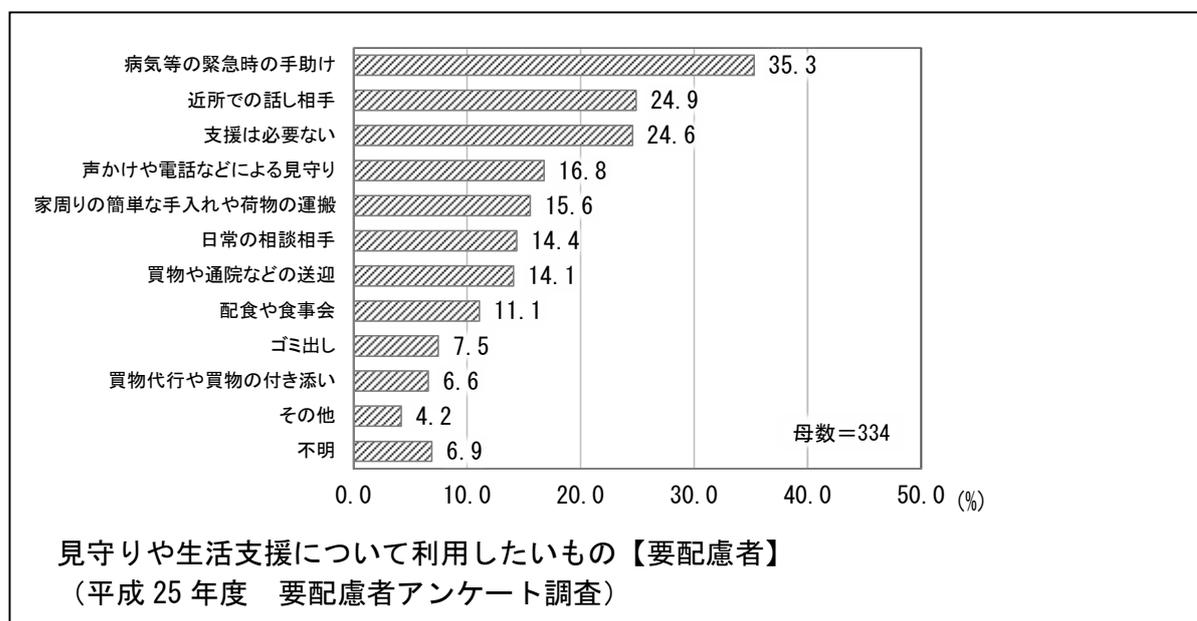
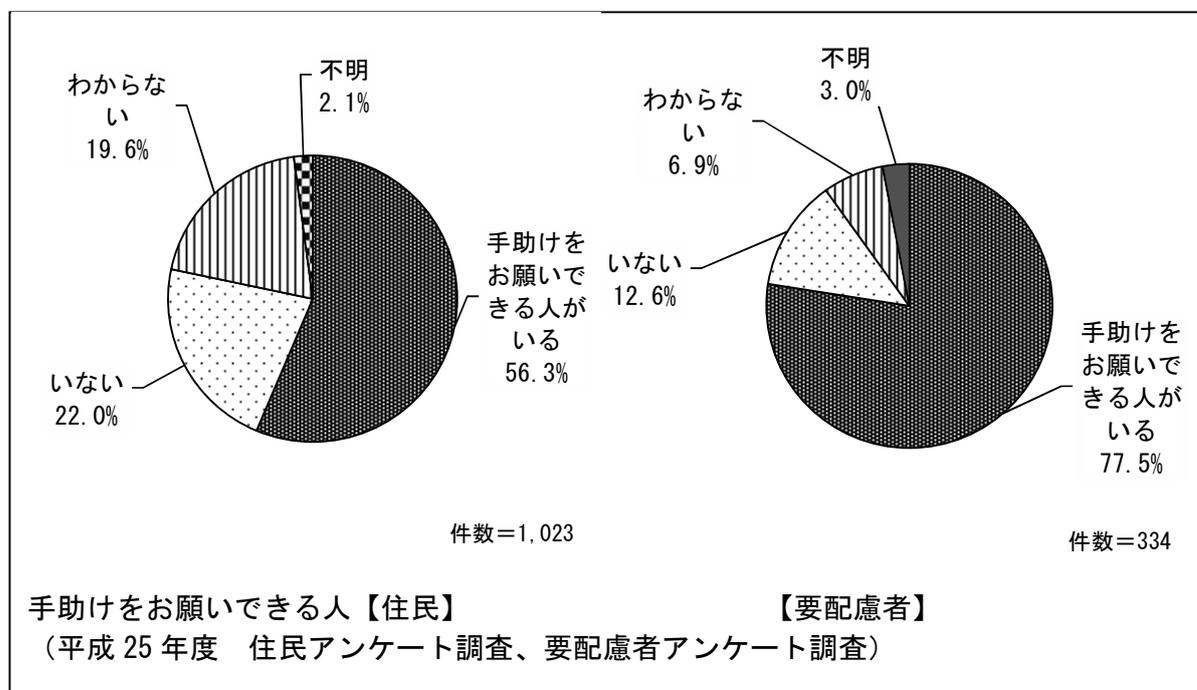
校区	事業名	内容	開催場所	開催日時
精北小学校	下粕ふれあいの家 物忘れ封じカフェ	施設型カフェ 介護・物忘れ相談会	下粕ふれあいの家	月2回 (不定期)
川西小学校	せいかいちご cafe	サロン型カフェ 介護・物忘れ相談会 認知症予防教室	特別養護老人ホーム「神の園」	第2,4月曜日  第4月曜日
精華台小学校	私立すなだめ学園	軽度認知症予防講座	町社協デイサービスセンター	月2回水曜日
東光小学校	軽度認知症対応型 カフェ	サロン型カフェ 介護・物忘れ相談会	みんなの元気塾 (東畑)	第2,4火曜日 第2,4水曜日
山田荘小学校	物忘れ・安心「ほっ」とカフェ	サロン型カフェ 認知症予防教室	山田川きずなポート	第2,4水曜日 第4水曜日



## 【事業所・住民の資源】

○第2次計画策定におけるアンケート調査結果では、過半数が「手助けをお願いできる人がいる」と答えているものの、「いない」といった回答が約2割あり、緊急時に支援を得ることの困難さがうかがわれます。生活支援について利用したいものは、「病気等の緊急時の手助け」が最も多く、「話し相手」「見守り」が続いています。

○町社協では会員制の支え合い事業「ふれあいサポート事業」を実施しています。需要増に対して協力会員が少ない状況があり、地域住民や事業所と連携した取り組みが求められています。また、見守りや買い物支援、認知症サポーター研修受講などに協力する「まちの福祉サポート店」の登録を進めています。協力の輪を広げていくために、サポート店の組織化や事業内容の検討、協定のしくみづくりなどが求められています。



○老人クラブではシルバーヘルプ活動として、友愛訪問が行われています。「せいか地域福祉ドットコム」さわやかウエストでは住民参加型福祉活動（共助の生活支援）実施が検討されています。

○郵便・運送・食品・金融事業者について、高齢者などの見守りや生活支援への参加意向があります。地域住民や事業者が参加した、インフォーマルな生活支援の仕組みづくりが期待できます。

### 施策3 防災・防犯の安全安心づくり

#### 事業 緊急災害時の要配慮者支援、自主防災組織の取り組み支援

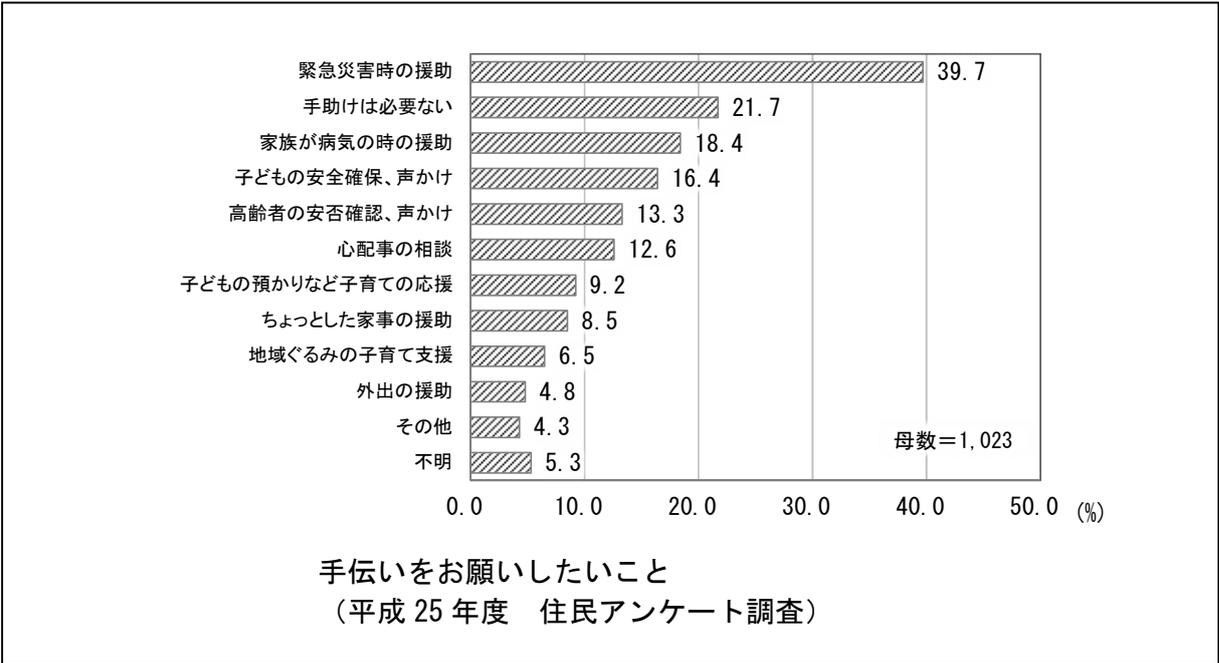
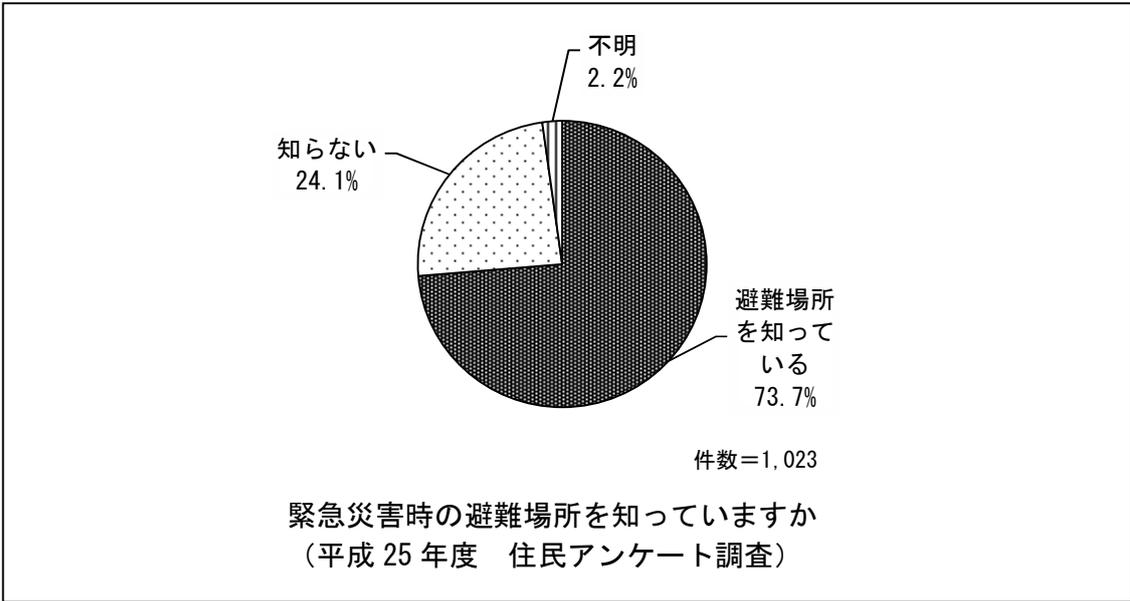
- ・要配慮者登録制度と連携した『声かけ！せいか隊』の実施の支援

#### 【現状と課題】

- 国では、要援護者名簿の作成を市町村に義務づける災害対策基本法の改正が進められており、名簿の共有が可能になるとともに、管理体制づくりが必要になります。
- 精華町では、独自に定めた災害時要配慮者登録制度に基づき、制度の広報・周知や地域と協働した登録促進を図ってきました。国の動向に対応して、緊急災害時に備えた、日頃の高齢者や障害者を支える体制づくりが課題となっています。
- 第2次計画策定におけるアンケート調査結果では、約3/4の回答者が「避難場所を知っている」と答えています。手伝いをお願いしたいことでは、「緊急災害時の援助」が突出しています。
- 町社協において災害ボランティアセンターが設置（H20年）され、コーディネーター養成、ボランティアの組織化が進められています。
- 精華町は、大規模災害の際に高齢者や障害者など「災害時要配慮者」の避難場所となる福祉避難所の協定を民間事業者との間で結んでいます。緊急災害時に福祉避難所を機能させるために、緊急災害時に運営マニュアル作成や訓練実施など、機能強化が求められています。

#### 福祉避難所

社会福祉法人 精華町社会福祉協議会  
社会福祉法人盛和福祉会 児童養護施設・乳児院 京都大和の家  
社会福祉法人 相楽福祉会  
社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会 特別養護老人ホーム 神の園  
京都府立南山城支援学校  
医療法人社団医聖会 介護老人保健施設 とちのき  
株式会社けいはんなプラザホテル



## 施策4 身近な居場所づくり

### 事業 コミュニティ・カフェ

- ・誰もが集える居場所づくり
- ・障害者地域自立支援協議会と地域福祉計画の連携

#### 【現状と課題】

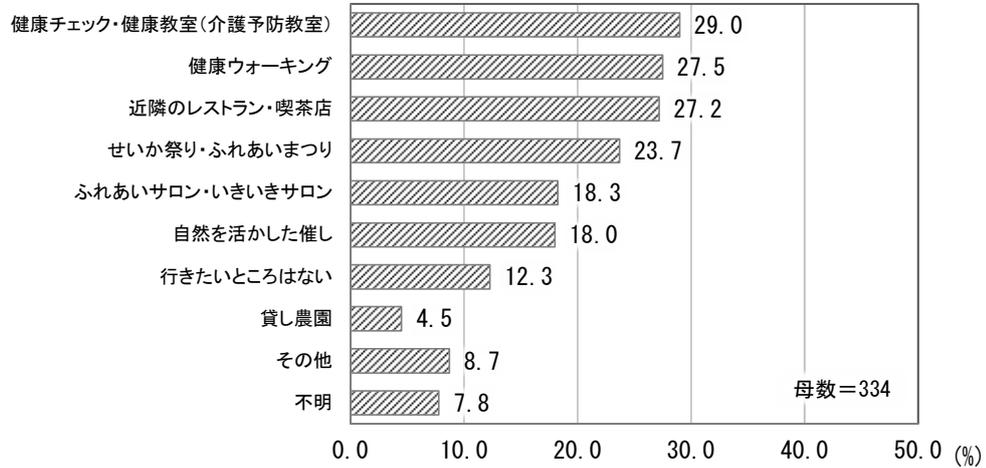
- 町社協の活動支援によって、町内の41地区において、高齢者ふれあいサロン24カ所、子育てサロン23カ所が活動しています（平成25年3月）。
- 常設型の人のつながりづくりの拠点として、身近な居場所づくりが始まっています。NPOが常設型のみんなの居場所「みんなの元気塾（東畑）」（西中学校区）を、せいか地域福祉ドットコム 山田川きずなポートが「きづなの家」（南中学校区）を開設しています。
- これらの拠点では、初期認知症対応型カフェ・予防事業が開催されており、認知症にかかる地域ぐるみの取り組みの拠点となっています。

### 事業 身近な民家活用の支援策

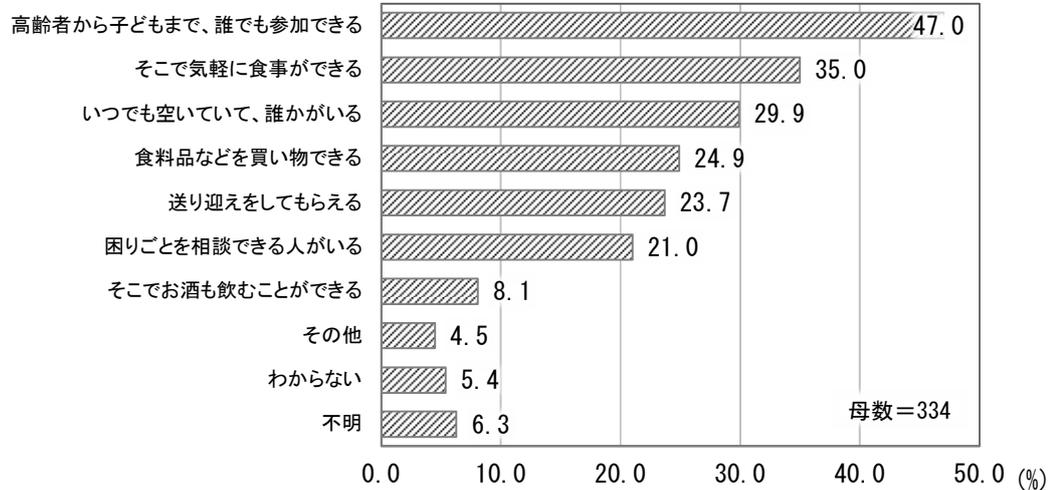
- ・身近な居場所づくりの場として、民家のリフォーム費負担や契約の支援

#### 【現状と課題】

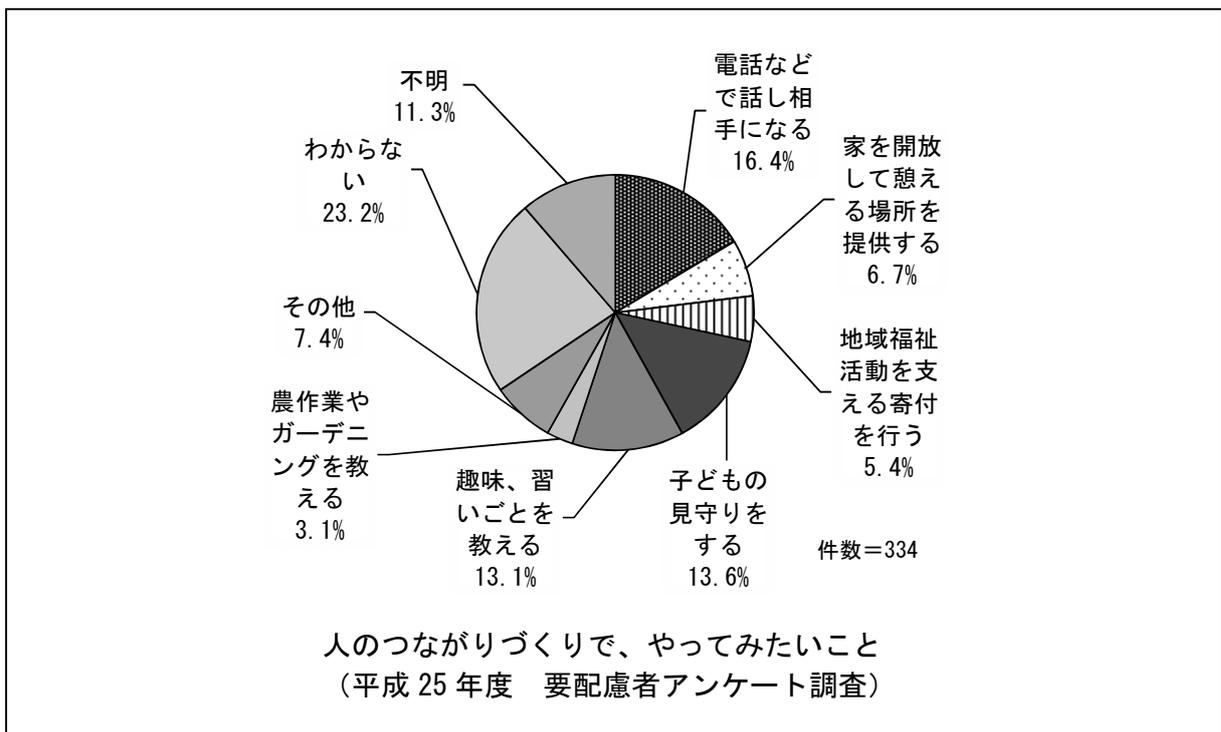
- 第2次計画策定におけるアンケート調査結果では、居場所について行きたいと思われることでは、「介護予防教室」「健康ウォーキング」「近隣のレストラン・喫茶店」の回答が多くなっています。みんなが憩える場所として必要なことでは、「誰もが参加できること」が最も多く、「気軽に食事ができる」「いつでも空いていて誰かがいる」が続いています。人のつながりづくりでやってみたいことでは、「電話などで話し相手」「子どもの見守り」「趣味や習い事を教える」といった回答があります。
- 「みんなの元気塾（東畑）」「きづなの家」の立ち上げでは京都府の地域包括ケア交付金を活用しています。常設型の居場所について、身近な居場所づくりの場として、民家のリフォーム費負担や契約の支援など、開設支援の施策が求められています。
- また、これらの拠点については、補助金終了後の活動継続が課題となっており、開設支援とともに、活動継続のあり方について検討が求められています。



居場所について行きたいと思われること  
(平成 25 年度 要配慮者アンケート調査)



みんなが憩える場所に必要なこと  
(平成 25 年度 要配慮者アンケート調査)



## 施策 5 学校と地域のつながりづくり

### 事業 地域ぐるみの子どもの安全安心事業

- ・スクールヘルパー連絡会議の全校区設置

#### 【現状と課題】

- 精華中学校運営協議会、精華中学校コミュニティ協議会では、保護者や地域住民が学校の運営に参加しています。精華中学校区の生涯学習情報誌「精華レンダー」は住民が中心となって校区行事を紹介しています。精華中学校で開催されている「シニアスクール」は 18 の生涯学習講座を開講しており、大人が中学校で学ぶ地域ぐるみの学校となっています。
- せいか地域福祉ドットコム さわやかウエストでは、小学校の行事を支援することで地域の人をつながりづくりをめざしています。住民懇談会など地域福祉に係るイベントにおいて、中学生の参加の場づくりを図っています。
- 町社協では学校と連携して、認知症キッズメイトの養成を行っています。

## 施策 6 精華ならではの環境を生かした人をつながりづくり

## 事業 里山や農園、特産品による人のつながりづくり

- ・里山や農園、特産品、地産地消を活用した人のつながりづくり

### 【現状と課題】

○せいか地域福祉ドットコム 山田川きずなポートが、山田川や農環境を活かした人のつながりづくりのイベントを実施しています（山田川を活かしたウォーキングや農業イベントの開催）。高齢者福祉事業所（神の園）では、農業団体（せいか農業塾）と連携した事業が行われています。

## 事業 健康づくり活動グループなどとの連携

- ・健康づくりと地域福祉の施策を連携させて、人のつながりづくり

### 【現状と課題】

○精華町では、「第2期精華町健康増進計画」やせいか365に基づき、健やかで元気に満ちた地域社会づくりをめざして、町民一人ひとりが地域の中で健康づくりに主体的に参画することを支援しています。重点的な取り組みである「協働による健康づくりプロジェクト」では、行政と住民が協働で、健康づくりを通じた人のつながりづくりに取り組んでいます。

○精華町食生活改善推進員協議会（精華あすなる会）では、配食サービスの弁当づくり、いきいきサロンボランティアの料理講習などに取り組んでいます。

○それぞれの地域で、環境や人材などの資源を活用したイベントが開催され、人のつながりが進められています。団体間の連携を図り情報交換を支援するなどによって、精華町らしさのある取り組みに発展させていくことが課題となっています。

以下の事業については、他の分野別計画に位置づけがされたこと、条例制定により実現が担保されたこと等の経過を踏まえて、第2次計画の検討課題からは除きます。

事業	進捗状況
(4)自治会活性化策の検討	精華町自治会連合会設立（H24.2）により、任意団体として各自治会自ら策を検討する方針。
(8)防犯推進委員会の取り組み支援	町内では4支部が組織。各支部へ町（危機管理室）から47,500円/年を助成する体制（H10から）ができた。
(9)地域ぐるみの子どもの遊び場づくり	精華町児童育成計画・精華町次世代育成支援後期行動計画で随時検討する。
(13)地域ぐるみの子どもの安全安心事業	教育委員会（学校教育課）で体制の整備に向けて検討中。
(14)地域ぐるみの子育て支援、福祉学習、環境学習のしくみづくり	子育て支援に関しては、精華町児童育成計画・精華町次世代育成支援後期行動計画で随時検討する。
(15)環境にかかわる自治会や地域の取り組み支援	精華町環境基本計画（H23.2）、環境基本条例（H23.4）施行により、随時検討する。
(16)ペットによる人のつながりづくりとマナー向上	精華町まちをきれいにする条例（H23.7）施行により、随時検討する。

## 第2章 第2次精華町地域福祉計画

### 1 理念

#### 世代をこえて安心して住めるまちをめざして

本町では、平成21（2009）年度策定の第1次計画に基づき、「世代をこえて安心して住めるまち」を目指して、住民や地域組織、事業者など多様な地域福祉活動の担い手の活動を支援してきました。

施策の第1に住民主体の担い手養成と中心組織づくりを掲げ、計画策定に携わった住民が中心となって計画の実践に取り組んできました。町や町社協はその活動を支援することによって、地域福祉における協働の取り組みを試行してきました。

本町では人口増加の傾向は緩やかになったものの、転出入による人口の流動が続いており、高齢者のみの世帯が増加するなど、地域における人のつながりや暮らしの支えあいが弱まっています。将来的には急速な高齢化が進むことから、顔の見える関係やネットワークづくりに取り組むことが求められています。

我々の願いは「住み慣れた地域で、世代をこえた人のつながりの中で、安心して日々を過ごせること。」です。第1次計画の理念を継承し、社会の変化に柔軟に対応しつつ、住民が主体となって地域で支えあう力を高めていくことを支援し、「世代をこえて安心して住めるまち」をめざします。

## 2 方針

### 方針1 日常生活圏域における地域ぐるみの支え合いの実現

高齢者や障害者、子育て層など、地域ぐるみの支援が必要な住民について、要配慮者として捉えるだけでなく、地域福祉活動を支える主体の一人として考えます。日常生活の中で役割をもっていつまでも地域と関わって暮らせるように、地域ぐるみの支え合いの実現をめざします。

### 方針2 安心して住めるまちをめざす地域包括ケア体制の実現

地域包括支援センターの拡充を図るとともに、医療・保健・福祉等の専門職が連携した地域包括ケアの体制のしくみづくりを図ります。モデル校区における地域包括ケア実現の試みを支援するなど、段階的にフォーマル・インフォーマル組織が連携した体制づくりを進めます。

### 方針3 校区圏域の地域福祉活動の支援

第2次計画の圏域の考え方については、コミュニティづくりの単位である小学校区圏域、町社協の小地域福祉活動の圏域などの考え方を踏まえます。小中学校を単位としたきめ細やかな行政サービスの提供や、住民の主体的な地域福祉活動を支援していくために、校区圏域の住民主体の活動を計画に位置づけ、活動を支援します。

### 方針4 新たな地域福祉活動の担い手の養成

担い手の高齢化やメンバーの固定化が進んでいることから、町社協と連携した担い手の養成に取り組みます。

リタイア層などの地域住民や企業ボランティア、まちの福祉サポート店など、多様な担い手を対象とするとともに、ポイント制を活用した有償ボランティアの導入やNPOの参加促進など、新たなしくみづくりについて検討します。

### 方針5 新旧地域の交流や人のつながりづくり

本町は既存地域（以降、旧地域）や、昭和40年代以降に開発された地域や学研地域など（以降、新地域）といった多様なコミュニティで構成されています。相互理解を図る、お互いの地域課題を共有するなど、顔の見える関係づくりの取り組みによって、新旧地域の交流や人のつながりづくりを進めます。

### 3 施策体系

#### 参考. 第1次計画と第2次計画の施策・事業の比較

第1次計画		第2次計画	
施策	事業	施策	事業
1 住民主体の 担い手養成 と中心組織 づくり	(1)せいか隣人まつり(交流・気づき・ 問題解決機能)の活動支援	1 住民主体の校区中心組 織づくりと担い手養成	1-1 校区住民組織の活動支援、 しくみづくり
	(2)小地域活動の立ち上げ支援		1-2 地域福祉活動の担い手の 養成、確保
	(3)多様なボランティアの養成支援		
	(4)自治会活性化策の検討		
2 専門職や担 い手同士の 連携	(5)身近な相談拠点、情報発信	2 せいか地域包括ケア体 制づくり	2-1 せいか地域包括ケアのし くみづくり
	(6)総合相談窓口体制や地域ケア会議 の開催		2-2 身近な相談拠点、情報発信
			2-3 権利擁護のしくみづくり
3 防災・防犯 の安全安心 づくり	(7)緊急災害時の要配慮者支援、自主 防災組織の取り組み支援	3 人のつながりに支えら れた要配慮者支援の体 制づくり	3-1 緊急災害時の要配慮者支 援
	(8)防犯推進委員会の取り組み支援		3-2 災害時の要配慮者避難支 援の充実
4 身近な居場 所づくり	(9)地域ぐるみの子どもの遊び場づく り	4 身近な居場所、活動拠 点づくり	4-1 身近な民家活用の支援策
	(10)コミュニティ・カフェ		4-2 地域福祉活動拠点の再整 備
	(11)身近な民家活用の支援策		
	(12)身近な拠点の再整備		
5 学校と地域 のつながり づくり	(13)地域ぐるみの子どもの安全安心 事業	5 精華ならではの資源を 生かした人のつながり づくり	5-1 地域ぐるみの福祉教育の 充実
	(14)地域ぐるみの子育て支援、福祉学 習、環境学習のしくみづくり		5-2 自然環境や農業をいかし た人のつながりづくり
(15)環境にかかわる自治会や地域の 取り組み支援	5-3 健康づくり活動グループ などとの連携		
6 精華ならで はの環境を 生かした人 のつながり づくり	(16)ペットによる人のつながりづく りとマナー向上		
	(17)里山や農園、特産品による人のつ ながりづくり		
	(18)学研都市の住民活動グループな どとの連携		
	(19)健康づくり活動グループなど との連携		

#### 優先度の高いものから取り組む

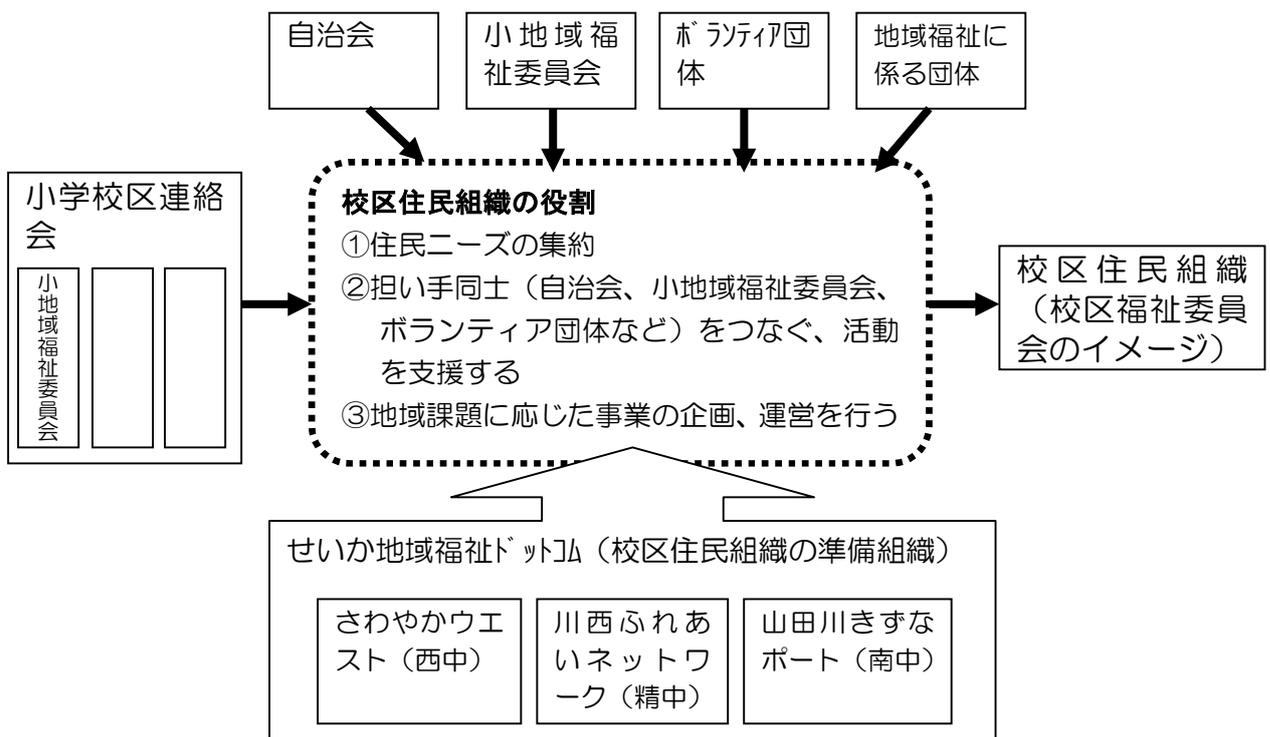
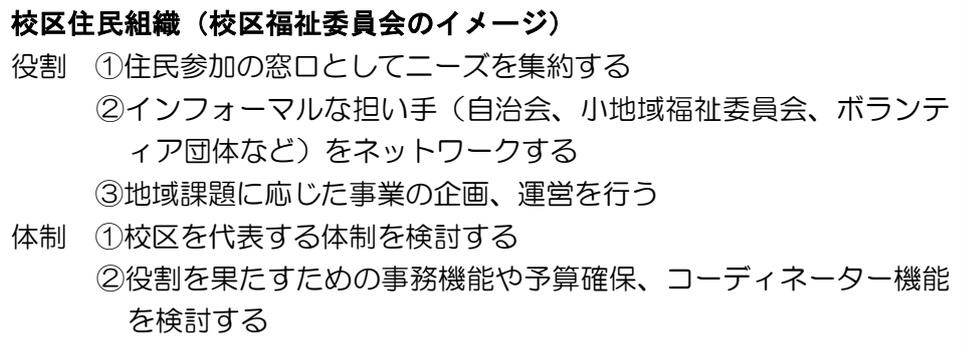
地域には様々な課題がある一方で、人材・予算・時間などの制約があります。そこで、計画期間において優先的に取り組む重点事業を定めました。

## 4 事業

### 施策 1 住民主体の校区中心組織づくりと担い手養成

#### 1-1 校区住民組織の活動支援、しくみづくり

- 住民主体で地域福祉活動に取り組む校区住民組織を形にしていくために、その役割や体制を検討します。第2次計画において「せいか地域福祉ドットコム」を準備組織に位置づけて活動を支援し、実践活動を通じて組織の役割や体制を規定しつつ、形にしていきます。
- 町社協では自治会単位の小地域福祉委員会の情報交換の場として小学校区連絡会を計画しています。例えば、校区住民組織の役割の一つとして、ネットワーク機能があり、「せいか地域福祉ドットコム」が「小学校区連絡会」の活動を支援することが考えられます。



## 1-2 地域福祉活動の担い手の養成、確保

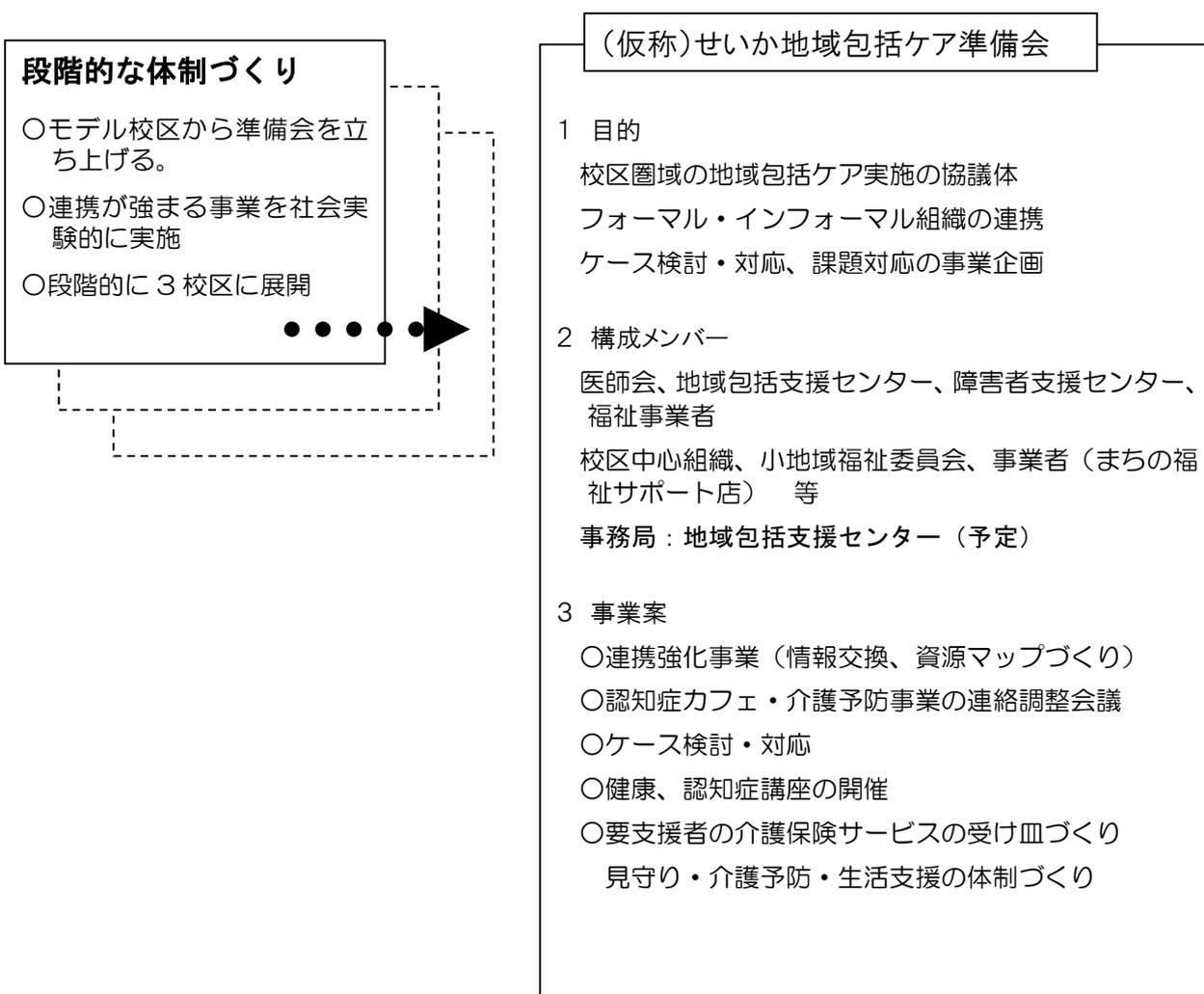
- 町社協や事業者、地域住民と連携して、福祉ボランティアに加えて将来的な地域福祉の担い手の養成、確保を図ります。
- 町社協による、企業の社会貢献活動としての企業ボランティアやまちの福祉サポート店の拡大、リタイア層を対象とした精華寿大学へのボランティア講座導入を図るなど、新たな担い手の養成策について検討します。
- 高齢者福祉施策と連携し、生活支援事業におけるボランティアポイント制を検討するなど、新しい担い手参加のしくみ導入について検討します。

## 施策2

## せいか地域包括ケア体制づくり

### 2-1（仮称）せいか地域包括ケアのしくみづくり

- 地域包括支援センターの拡充を図るとともに、医療・保健・福祉等が連携した地域包括ケアのしくみづくりを進めます。
- （仮称）せいか地域包括ケア準備会を設置することで、モデル校区における協議会運営を支援し、フォーマル・インフォーマル組織の連携を図ります。高齢者、障害者、子育て支援など包括的な課題への対応をめざします。



- 要配慮者の孤立を防ぐために、地域の中で誰かがつながっている必要があります。フォーマル（公助）組織は専門職によるサービス提供が強みですが、それだけでは在宅生活を支えることは難しい状況があります。
- 一方で、インフォーマル（共助）組織は住民組織による支え合いによる身近な発見や見守りが強みですが、コミュニティの希薄化によって活動が不安定になる傾向があります。
- 校区圏域において、フォーマル、インフォーマル組織が連携して、要配慮者の支援体制づくりをめざします。

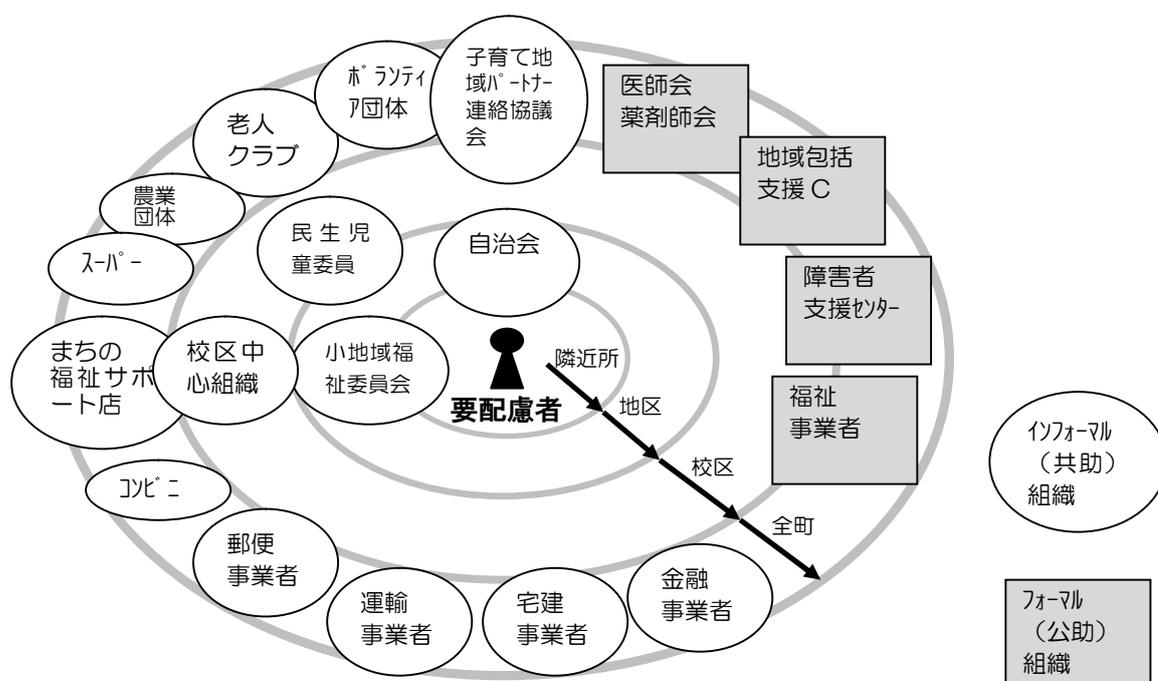


図 要配慮者を独りにしないネットワーク

表 共助・公助組織連携の必要性

	フォーマル（公助）組織	インフォーマル（共助）組織
内容	専門職による公的サービス	住民組織による支え合い
強み	専門的なサービス提供	発見（悪くなる前に） 見守り（在宅を維持するために）
弱み	職員に限られる 医療、介護など縦割りになりがち	活動が不安定

## 2-2 身近な相談拠点、情報発信

- 小学校区の地域福祉活動拠点（下粕ふれあいの家、神の園、町社協デイサービスセンター、みんなの元気塾（東畑）、山田川きずなポート、地区集会所を活用して、民生児童委員による身近な相談活動を実施します。
- 身近な拠点を活用して、健康づくりや福祉に係る講座を開催し、地域福祉にかかる情報発信を行います。

## 2-3 権利擁護のしくみづくり

- 判断の困難な方の生活支援や虐待、DV被害等の対応に取り組むなど、権利擁護にかかる中心的な機能の確保を図ります。
- また、市民後見人の登録などの人材バンクづくりや、被後見人の発掘、コーディネーターなど、権利擁護のしくみづくりについて検討します。

### 施策3

### 人のつながりに支えられた要配慮者支援の体制づくり

## 3-1 緊急災害時の要配慮者支援

- 緊急災害時に備えた啓発事業によって、自助としての備蓄の促進を図るとともに、要配慮者登録制度の普及啓発と、登録の促進を進めます。
- 共助として、要配慮者の参加による地域ぐるみの避難訓練を支援します。

## 3-2 災害時の要配慮者避難支援の充実

- 災害時の経路確認や避難所整備など、要配慮者の避難を支援する方策について検討します。
- なかでも福祉避難所について、収容人数や利用対象者、運営体制について検討するとともに、備蓄品の配備や避難訓練の実施によって、福祉避難所機能を確保します。

<b>施策 4</b>	<b>身近な居場所、活動拠点づくり</b>
-------------	-----------------------

#### 4-1 身近な民家活用の支援策

○みんなの元気塾（東畑）、山田川きずなポートのような、常設型の身近な居場所の開設を支援します。

○町社協と連携して、身近な民家活用の支援策について検討します。

#### 4-2 地域福祉活動拠点の再整備

○地域福祉センター かしのき苑や小学校区の身近な施設が地域福祉活動の拠点となっています。

○全町の視点から、それぞれの施設の機能や役割分担を明確にし、再整備を図ります。

表 地域福祉にかかる拠点

圏域	施設名	内容
全町	地域福祉センターかしのき苑	全町の拠点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・まとまった規模の事業</li> <li>・全町を対象としたテーマの事業</li> <li>・全町的な組織の活動拠点</li> </ul>
精北小学校	下粕ふれあいの家	小学校区の拠点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な相談</li> <li>・人権学習、健康づくりや福祉に係る講座の実施</li> <li>・校区組織の活動拠点</li> </ul>
川西小学校	特別養護老人ホーム「神の園」 人権センター	
精華台小学校	町社協デイサービスセンター	
東光小学校	みんなの元気塾（東畑）	
山田荘小学校	山田川きずなポート	

### 5-1 地域ぐるみの福祉教育の充実

- 地域と学校の協働事業である精華中学校シニアスクールや、町社協による小中高等学校の福祉体験学習など、福祉教育の活動があります。
- 次代の担い手づくりとして、地域ぐるみの福祉教育の充実を図ります。

### 5-2 自然環境や農業をいかした人のつながりづくり

- それぞれの地域で、自然環境や農業資源を活用したイベントが行われています。情報提供や広報を支援し、イベントを通じて、人のつながりづくりを支援します。

### 5-3 健康づくり活動グループなどとの連携

- 「第2期精華町健康増進計画」では、取り組みの目標「健康ダカラ毎日が楽しい！せいか365（略称：せいか365）」に基づき、健やかで元気に満ちた地域社会づくりをめざして、町民一人ひとりが地域の中で健康づくりに主体的に参画することを支援しています。
- 計画に基づき、住民が身近な地域で健康づくりを通じて人のつながりをつくっていくこと支援していきます。

## 第3章 計画の進行管理

### 1 推進体制

- 「せいか地域福祉ドットコム」を住民主体の校区組織の準備組織として、インフォーマルな推進体制に位置づけ、活動を支援します。
- 「精華町地域福祉推進ネットワーク会議」は計画の進行管理を担います。

### 2 計画の進行管理

- 計画の確実で効率的な推進を図るため、「精華町地域福祉推進ネットワーク会議」において事業の進捗状況を報告し、PDCAサイクル（計画、実施、検証、見直し）による進行管理を行います。
- 事業の進捗状況については、町の広報紙、ホームページで公表するとともに、幅広く住民から意見を求めます。
- 町社協の第3次活動計画の進行管理との連携を図り、これらの場でも出された意見や提言を次年度以降の取り組みに反映させます。